

産業建設常任委員会記録

令和元年 12月23日

【開催日】 令和元年12月23日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後3時39分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農林水産課参与	多田敏明	農林水産課農林 係長	平健太郎

【事務局出席者】

局長	沼口宏	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

午前10時 開会

中村博行委員長 おはようございます。ただいまより産業建設常任委員会を開催します。本日の審査内容につきましては、所管事務調査ということで、山陽小野田市地方卸売市場についてであります。本日は11月25日に市民懇談会を開催した際にいろいろまた御指摘を受けております。それ

を中心に進めてまいりたいと思います。本日、傍聴の皆さんいらっしゃいますので本当御苦勞かけます。また、非常に関心の高い案件でございますので、ネット等で視聴される方もいらっしゃると思いますのでよろしくお願ひいたします。本日の進め方としては、先日の市民懇談会を私がメモのようにまとめたものを中心に進めていきたいと思いますが、代表質問という形でそれをまず私のほうから執行部に投げかけて、答弁いただき、それでもれ等があった場合にまだこういうところが抜けているよというものがありましたら、委員の皆さんから随時、御指摘していただくというふうを考えております。そういう形で進めていきますのでよろしくお願ひします。それでは早速入っていきます。まず買掛金、未払金についての御指摘について、古いほうから払うということでは、深みにはまると。そしてそれについては返済計画、契約書、書面等で取り交わしたものがあつたのかどうか。この点について質問してまいります。執行部の答弁をお願ひします。

深井経済部次長兼農林水産課長　まず買掛金は古いほうから支払うということでございますが、買掛金につきましては、6社に対して買掛金があるわけでございますが、このうち2社とは直接面談をいたしまして、支払いの約束をしております。その約束の内容につきましては、毎週、10営業日分を支払っていくということで話がつきました。そのほかにつきましては、前も申し上げたと思いますが、10日に1回ということでございますけれども、可能な限りの金額を支払っていくということで金額は十分ではありませんけれども、定期的に支払っていく姿勢を示し続けるということで、御理解をいただいているところでございます。返済計画で契約書はまだ交わしてはおりませんが、これについては返済計画を立てようとしたしましたが、なかなかこれが難しいというところでまだ書面というものはない状態でございます。

中村博行委員長　書面等はないということですが、ここについてこれから波及した質問についてはまた後ほどお願ひします。次に3月から買掛金が1,

000万円増えているということで市が全面的な経営者となっているけれども、この辺の改善をしていないのではないかとということでもあります。その辺についてお願いします。3月以降半年で1,000万円ぐらい、買掛金が増えているというこの状況ですね。これについて、どういうふうな改善をしてきたのか。3月以降、買掛金が増えておりますけれども、まず新たに買掛金が発生することをまず防ごうというところで取り組んでまいりました。その結果なんですけれども、買掛金の多い昨年度から未払いのところがあるところにしわ寄せがいつてしまったという結果になってしまいました。これにつきましても先ほど申しましたように、可能な金額で支払っていくというところで御理解をいただいておりますので、それをずっと払っていく姿勢を示し続けているところでございます。可能な限りということですがそれが策としてなっていないということでありましょう。それからなぜ返済計画が作れないか、できてないか。

深井経済部次長兼農林水産課長 返済計画につきましては具体的に金額を示すとか、そういったことになろうかと思っておりますけれども、売掛金の歳入とか、そういったものが毎月安定した金額ではなく月によって変動があるということで、買掛金の返済が計画を作ることがちょっと難しいということで、まだ返済計画はできておりません。ただ、先ほど申しましたように2社につきましては毎週、口頭でございますけれども、10営業日分を支払っていくというような形の口頭での契約はございます。

高松秀樹委員 今、4社、2社というふうに分けられてはいますが、トータルでこの買掛がいくらあるのか。そして2社、はそのうちのどのぐらいあるのか、この辺りは、

深井経済部次長兼農林水産課長 2社に対しましては、合計で250万円ございます。残りの4社につきましては、合計で約ですが6,253万円ございます。

中村博行委員長 分かりました。そうするとこの二つを足したものがトータルと考えていいですか。以上、買掛金について私がひらった内容は、これで終わりますけれども、今のことについて買掛金全般について委員の方の質問を求めます。

高松秀樹委員 今のトータル6,500万円買掛金があるんですけど、これは、11月30日現在ということでもいいんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 11月30日現在でございます。

高松秀樹委員 2社とは支払の約束をしていて、毎週10営業日云々で支払うと。これが今250万円分っていう話ですよ。残りの4社が6,253万円あって支払について今どういうふうになっているんですか。この6,500万円のうち定期的に払いますよね。焦げ付いているものはどのぐらいありますか、それを先に教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しました金額は古いほうから払って行ってまだ残っているということでございます。

高松秀樹委員 古いほうから払って残っているっていうのは、これサイトがあるんですね。普通のサイトがあってそのサイトでずっと払っていくんですけど、残ったのは基本的にずっと焦げ付いたものが残っているはずなんです。その残ったのっていうのがどのぐらいありますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 買掛金につきましては、条例上、いつまでに支払いなさいという規定はございません。条例の中にはありますのは、受託未払いと売掛金、これについては速やかにという規定がございますが、買掛金については規定はございません。ですが、買掛金につきましても新たな未払いを起こさないということで、受託未払金は運用の中で1週間というふうに見てはいますが、それにならって支払をしているとこ

ろでございます。

中村博行委員長 結局、古いほうから払うんじゃないくて、手前の部分は条例に基づいて返済というか払っていつているという理解でいいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 昨年度からの買掛金がある業者につきましては古いほうから支払っている。だから、新しいものについてはそのままどんどん上積みされていくんですけども、古いほうから払って行っておりますので、その分増えるところもあるでしょうけれども、減っていくところもある状況ではございます。これ以外のところにつきましては買掛金の未払いが発生しないように7日以内にはお支払いをしているということでございます。

高松秀樹委員 整理しますと2社の250万円については古いほうから払っていくという話ですよ。だから払っていくんだけど、中央青果が例えばより多くの商品を入れたときに次に残っていく可能性がありますという話ですけど、そういう形で相手は了承されておるんですか。到底、商売のやり方じゃないんですよ。そもそも、その1週間なら1週間でまず払うと焦げ付いた分がありますよね。恐らく250万円なんて大した金額じゃないと思うんですけど。それはそれでどうやって返済していくのか、全然別口だと思ってしまうんですけども一緒にして、支払っておりますと。それで向こうも了承しておりますと、こういうことでいいですかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 2社につきましては直接面談をした中で古いほうから払っていつてほしいという要望がありましたので、それに答えているところでございます。

高松秀樹委員 4社の6, 253万円はこれはどうなりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 4社につきましても、これは面談ではなくて、

電話で話をしたところでございますけれども、同じように古いほうから払って行ってほしいという要望でそれに答えているところでございます。

高松秀樹委員 なかなかいい業者さんですね。こんなにもあるのに電話で話を
していいですよという話になっているということなんで、そこは言及し
ませんが4社ありますと。A、B、C、Dあるんですけど、それぞれの
金額を教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 4社全部電話ではなくて、その4社のうち、
1番多いところにつきましては、社長と数回面談をした上でのご
ざいます。それぞれの11月末現在の買掛金の金額でございますが、ま
ず1社目が126万1,000円。2社目が5,987万円。3社目が
139万5,000円。4社目が3万5,900円です。

森山喜久委員 ちょっと経過が分からないんであれなんですけど、6社あると
いう話だったんで3月末で4,000万円のところが幾らになったのか、
550万円のところが幾らになったのか。140万円、170万円、7
6万円、208万円とありますよね。この6社が3月末から今の11月
末でどのように変化したきちんと教えてください。あと確認なんですけ
ど。深井次長のほうは市の職員として今答弁しているということによろ
しいんですよね。

河口経済部長経済部長 今日の発言につきましては、中央青果からの報告があ
ったものについて、御報告させていただくという形でお願いいたします。

中村博行委員長 なるほど。中央青果から報告があったものを市の職員として
発言をされているということですね。

河口経済部長経済部長 そのとおりでございます。11月末現在、4社は明確
な数字が出ましたが、1社目はどれだけ減ってこれだけになったかとい

うことが知りたいということよね。

深井経済部次長兼農林水産課長 決算書の中の数字ですね。では決算書のこの順番に5社について申し上げているっていうことでよろしいですかね。まず1社目ですが、11月末現在で5,987万3,000円。3月末で決算書に上がっておりますのは、4,022万2,145円でございますが、これが11月末現在で5,987万3,648円です。次に556万4,174円が1,042万5,709円。さっきの6社の中には今2番目に申し上げたものでは、含まれておりません。申し訳ございません。

深井経済部次長兼農林水産課長 3社目です。3末の数字が140万7,483円これが139万4,950円になりました。4社目、これも先ほど申し上げたものには入っておりませんが、176万3,218円ですがこれは完済しております。5社目76万7,859円につきましては103万2,885円となりました。

中村博行委員長 今言われたのはさっきの4社に入っていないけども、2社のほうの250万円のうちの1社ですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 一番最後に申し上げたのが、2社のうちの1社です。

中村博行委員長 250万円、2社であるということやったけども、その中の1社ということですね。なら2社の250万の内訳はわかりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 2社につきましては、1社は先ほど申しました103万2,885円です。もう1社は、147万2,315円。

森山喜久委員 今の147万2,315円は3月末は残金がいくらだったんで

すか。

深井経済部次長兼農林水産課長 3月末は38万2,094円です。

森山喜久委員 もう一遍、整理をしていただきたいんですけど、7社言われた以外にもあるんですけど、1社目から再度言っていただいて2社とその4社もしくはそれ以外っていうふうな形があるなら教えてもらえますか。

中村博行委員長 1社目から3月末がこれだけで11月末はこうなっていますっていうのをゆっくり言ってもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 決算書に沿って申し上げたほうが分かりやすいかなと思います。

深井経済部次長兼農林水産課長 この間、買掛金についてあれば。

森山喜久委員 今2社言われた、その中で返済計画ができていないという、あと4社のほうも古いほうが払うっていう話になったんですけど、中央青果が今動いているっていう話の分はいいんですけど、市として卸売業者も中央青果にどういう指導しているのかそれを教えてもらっていいですか。

河口経済部長 市といたしましても当然この改革につきましては、できるだけ早く返済をするようにということで、一遍に今の経営状況を見てもやはり大変厳しいものが当然ありますので、口頭でもあれ、文書でもあれ、そういう話をする中で御理解いただく中で、早い段階で早急に支払うことが必要であろうということの話はしておるところでございます。

森山喜久委員 中央青果が各業者の方と返済計画していくっていう場合、それはそれでいいんですけど、中央青果がどのように各会社には支払って

いくのかっていうのは、書面を含めて行政として把握する必要があると思うんですよね。それをまずしているのかしていないのか。していなければなぜしていないのか、それを教えてもらっていいですか。

河口経済部長 基本的にその計画は口頭なり、書面なりで今やっているところというふうに思っております。基本的には金額につきましてはその経営状況の中で、状況を逐次把握することがなかなか難しいところもございますので、そこは会社のほうにお任せしているところでございます。

森山喜久委員 把握を任せるのはいいんですけれど、これだけ赤字だっているのは分かっている中で、市として指導する立場ですよね。指導する立場で、中央青果に対して指導を口頭にしても文面にしてもどのようにしているのか。実際には文書指導を含めてやらなきゃいけないところじゃないですか。そこをきちんとしているのかどうか。通常、悪い言い方ですけども、滞納者の方とかいらっしゃったらどういうふうな返済計画するのか、そのタイムラグを知るために聞き取りをしますよね。それを市が中央青果に対してどのように聞き取りをして、書面で出せるかどうかは抜きにしても、そういう進捗状況をどういうふうに市として共有化しているか。市長、副市長に報告しなきゃいけないんじゃないですか。それを口頭でこういうふうな状況になっていますから口約束です、今こうやって進んでいますよという話の報告は、基本できないと思うんですよね。こういう計画にのっとって返済する予定です。ですからそれを待ってくださいという話じゃないんでしょうか。

河口経済部長 今、森山委員が言われることがそういう形だというふうに思いますが、現状今、数字的なものとして計画として幾ら業者に対して払うということが難しい状況にありますので、市長、副市長に対しても今のこういうふうな形でお約束をしていますということの報告はしておるところでございます。

宮本政志委員 話が戻りますけど古いほうからってというのは、一番古いのはいつの買掛ですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 正確な日付まではちょっと覚えていませんけれども平成30年9月です。

中村博行委員長 負債の金額からしてそんなに新しくないんじゃないかっていうのが客観的な思いがするんですけど。

宮本政志委員 聞いたのは、例えば10年以上前からあったものがあって、例えば額は関係なく時効の関係があって、古いものから払ってくださって先方さんが言っているのか、あるいはその普通の金額が大きいので、例えば10年前の3万円よりも直近の500万円を払ってくれて、普通商売している人はそうなんですよ。額でくるんですよ。だけど古いもの古いものって言われたんで、それでその古いものが一体どれぐらい一番古いものがあるのか、何で古いものに先方さんも両方がこだわられるのかなって単純に思ったんで、一番古いものはいつぐらいの買掛ですかって聞いたんやけど。

中村博行委員長 先ほどの返済される金額と今の11月末現在で判断すると客観的に見てそんなに新しくないんじゃないかというのは思えるんですけど、平成30年9月といたら1年前だからね。資料作成といいますか、先ほど言われた数字が中央青果の決算書の中の数字だということでありましたけれども、資料をそのままここに提出されるということも問題があるということで、数字だけひろうに便宜上必要だということで、数字だけ、今コピーしてもらっていますのでこの間、若干休憩を挟みたいと思います。後ろの時計で40分まで暫時休憩したいと思います。

午前10時35分 休憩

午前10時40分 再開

中村博行委員長　それでは休憩前に引き続きまして委員会を続けます。3月の決算書の数字だけもう1回再確認をしていきたいと思えます。上から私が言う数字に対して現在11月末の数字をゆっくり言ってもらいたいと思うんですけど、まず3月末で4,000万円のところでさっき言われたのが5,900万円と言われたんですね。それをもう1回言ってください。

深井経済部次長兼農林水産課長　11月末の数字は5,987万3,648円です。

中村博行委員長　次に556万円の分。

深井経済部次長兼農林水産課長　これは1,042万5,709円。

中村博行委員長　次に140万円の分。

深井経済部次長兼農林水産課長　これは139万4,950円。

中村博行委員長　次に176万円の分。

深井経済部次長兼農林水産課長　これはゼロ円です。

中村博行委員長　次に76万円。

深井経済部次長兼農林水産課長　これは103万2,885円です。

中村博行委員長　その他、これは3月末で一くくりで200万円になっていま

すけどもそれを分けたもので、その他はこれ何社のがありますか。200万円というのは3月末で。

深井経済部次長兼農林水産課長 資料が手元にありませんので、その他が何社かというのは。

中村博行委員長 その他一くくりで200万円が幾らになったかっていうのは。

深井経済部次長兼農林水産課長 その他のものにつきましては、11月末現在で277万9,550円です。

中村博行委員長 これは何社。

深井経済部次長兼農林水産課長 4社です。

中村博行委員長 そして11月者数のトータルは。

深井経済部次長兼農林水産課長 トータルで7,550万6,742円です。

中村博行委員長 そうすると指摘があったのは、1,000万円ぐらいって言われたけれども2,500万円近い数字になっているということやね。半年くらいで2,500万円ぐらい、また、買掛が増えたということになりますね。

森山喜久委員 最初に説明があった2社と4社合わせた6,500万円という話をしていたと思うんですね。それで1,000万円違うっていうのは、どういった理由はあるか教えてもらっていいですか。最初の2社が250万円で残りの4社が6,253万円っていうふうな説明をされたんですよ。全部で6社で6,500万円ぐらいなんですね。だけど示される日にちが違うんか、何でそういうふうな誤差が出ているのか。

深井経済部次長兼農林水産課長 最初に申しあげました6社の中には決算書の中にあります、下から2番目のものが含まれてはいないところでございます。

中村博行委員長 1,000万円は含まれてない。これ新たに発生したわけですか。なぜ最初の6社の中にこれが入ってないんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては事業自体を5月末で閉鎖しているというところで先に申しあげました6社というのは、平成30年度の時点で…。ちょっと頭の中を整理させてください。その前に先ほど宮本委員からの御質問で買掛がいつから始まったのかというのは正直分かりませんが、毎年の決算の中で買掛金が生じて上がっているところでございます。これにつきましては、翌年度に支払が済んでおりまして私が代取になりまして買掛金のある会社等も直接、面談をする中で、一番古い平成30年の9月ということでございます。

中村博行委員長 そしたら分からんということですか。最初のもの。ここでは、今、答弁できないということですね。

河口経済部長 先ほどの古いものから払うっていうのが、基本的に買掛金はこの3月31日現在で残っておりまして、翌年度にそれを支払っていくという形になりますので、今は払えるものから払わせていただいていますけれども、その辺があるのではっきりした古いものっていうのが限定できないということになります。ですから、今、深井次長が言ったのも直近で買掛金で残っているものが平成30年の9月だということで、ちょっと訂正をさせていただきましたけれども、大変申し訳ありません。ですから、払っていつているので古いものっていうのははっきりは分からないというのが現状になってきております。

中村博行委員長 その都度、更新されたトータルで行っているというわけね。

宮本政志委員　ということは毎年毎年、買掛がゼロになっているということで
すね。累積とかっていうんじゃないで。

河口経済部長　今言われたように、ゼロにはなっていないというところもあり
ますけども、少し残りながら残高があるとかいうこともあるかもしれま
せんそれが、全体になってくるので日付がどこのものかというのがはっ
きり分からない。例えば100円で買ったのがそこで70円で払えば、
30円残ったりするところがあるので、そういうふうな表現をさせてい
ただいたところでございます。

宮本政志委員　4番目の業者は170万円くらいの分はゼロとおっしゃって
いましたよね。ゼロの業者さんが1社おってですよ。額が残り130万
円、540万円とか100万円とか、近いじゃないですか。近い金額の
買掛がある業者で片や1社だけゼロと、かたや増えているというのはな
ぜですか。相手が例えば取引しませんよとか。あるいは、厳しい態度を
とってきたから、そこはもうとりあえず全部清算してゼロにしたとか何
か理由があるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長　ゼロの業者とは直接面談をいたしました。そ
の中で先方のほうからもうこれ以上買掛を増やすのはお互いよくないの
で、これからは現金取引にしてほしいという要望がございました。この
業者がほぼ毎日、こちらの方が出荷があるわけですけれども、1回の金
額が安いときで3,000円程度、高くても1万円未満というものでご
ざいましたので、会社の中で協議したところ、これであれば毎日現金の
支払いは可能だろうというところで途中から現金取引に変えたところ
でございます。それによって、買掛金が上積みされていかなくなったとい
うことで、かなり早い時期にこの買掛金が解消されたところございま
す。

宮本政志委員　それと先ほど可能な限り返してしていきますとおっしゃったん

ですけど通常の世の中で、返すときに可能な限り返しますが、通用せんのが一般論と思うんですけど、その可能な限りの可能っていうのは、どの辺を根拠にこれが可能ですってなるんですか。つまり返せるのかなというのをお聞きしたいです。

深井経済部次長兼農林水産課長 月々の収入の中から、100万円程度はプールしておこうという考えがまずございます。それをするプールした後で職員の給料等を確保いたしまして、残ったものということになりますが、多いときで200万円くらいは、支払に回すことはできました。少ないときでも100万円を少し超える金額で支払を続けているところでございます。

高松秀樹委員 要はこれ毎月赤字を出している状況になっていきますか。これだけ残るということは毎月赤字の状況ですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 そういうことになります。

高松秀樹委員 赤字の状況でどうやって解決金を支払っていくのかなと思うんですよ。今見ても3月末と11月末で、2,400万円、買掛がでているじゃないですか。大赤字の状況だというふうに思っているんですけど、それは違うんですか。これでうまいことやっていけるんですよって話になっております。

深井経済部次長兼農林水産課長 赤字の状況に間違いございません。

高松秀樹委員 心配しているのは赤字の状況で、どうやって今後買掛金を支払っていくのか。増えていっているじゃないですか。恐らく売上げが下がってきているんじゃないですか。経費は出ますよね。売上げが下がってくる、買掛はどんどん増えていくんですよね。こういった状況でどうやって買掛金を返済していくのかっていうのが非常に心配で、その計画

ですよね。しっかり支払計画というのも聞くと非常にあやふやな計画で、100万円ぐらい手元に残しておきたいと、残りを払いまして逆に言えばすごい商売されているなって気がして、その状況を今後続けていかれるんですか。赤字ということは売上げを増やすのか、または、売掛が残っているのを回収するのか、融資を受けるか。市から出資を受けるかってこういう話しかないんですけど、このままずるずるいってもずっと赤字が続くんじゃないんですか。それとも何か起死回生の手を持っていらっしゃるんですか。

河口経済部長 起死回生のものはないんですけども、今言われましたように取扱高もこれで報告したように下がっています。去年に比べると。取扱高増やしていかないといけない。特に出口を増やすことによって、入りをどんどん入れていくという形をとっていかないといけないということは、皆さんの総意なんですけどもなかなか今それで、各業者にもお声掛けをしながら取扱高を増やしていただくということもお願いしながらしておるところでございます。ですから、それとあとは一般管理費を少しでも削減できるかということも含めてそこをやっていながら、その辺の返済の方に回していけるものを増やしていかないといけないという思いは持っております。ただ、それが実際まだ取扱高を上げることまで、まだ至ってないというのが現状でありますけども、今、業者の方にもお願いして取り扱高を増やしていただく。いろんな手段を講じているところでございます。

高松秀樹委員 先ほどの3月末が4,000万円、11月末が5,900万円という買掛金が残っている業者さんがいらっしゃいますよね。これ通期月平均売上が今いくらになっていますか。

中村博行委員長 単純計算したら6で割ったらいような気がするんですけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 月平均が約300万円です。

高松秀樹委員 8か月でしょう。300万円でしょ。2,400万円じゃないですか。これが今何ぼですか。どんどんやっぱり買掛が増えてきているよね。この方はそれで了承をされているっていうふうに理解したんですけど。ずっと行くと何年かしたら1億円くらいになりますけど、そういう契約形態でオッケーだという了承も得てらっしゃるということになるんですよ。

深井経済部次長兼農林水産課長 この業者につきましては、先ほど申しましたように、毎月、可能な範囲の金額で支払いをする姿勢を示していき続けるということで理解をいただいているところでございます。

高松秀樹委員 その可能とは幾らぐらいか教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 この業者につきましては先ほど、1か月の支払いが少ないときで100万円、多い月で200万円ですけども少ない月でも、その半分の50万円ぐらいは払っておりますので、多い月では150万円を払っております。

中村博行委員長 要は今おっしゃったように、毎月平均300万円ずつ増えているわけでその中でまた最大で150万円ぐらい戻しているわけですけどもそれでもまた増えていきよる状況は続いているということですよ。

宮本政志委員 今、高松委員がおっしゃっていることは非常に重要で例えば、この業者さんが来年の3月末をもって、全部の業者さんが業者さんも例えば経営状況とかいろいろあって、もう買掛金は一括で払ってくださいとこれは法的にはできると思うんですよ。一切そういったことはいたしませんという契約を交わしていたら別ですけど、通常ちょっとそういう契約を交わすことは考えられないんで、もし今の時点でこれだけの買掛を先方さんがいつをもって払ってくれて言った場合は、どういうふ

うに対応されますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 その場合は取締役会の中で、協議して対応していくことになろうと思います。具体的なことは今は分かりません。

宮本政志委員 ちょっと話が変わるかもしれませんが、赤字はどれぐらい前から続いているんですか。ずっと黒字で昨年だけ赤字ですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 決算書上で言えば金額は多くありませんが、黒字の年も確かにあるんですけれども、平成30年度で大きな赤字になりまして、それ以前、平成21年度においても赤字決算が出ております。この2、3年はわずかではございますが、黒字の決算書となっております。

中村博行委員長 平成21年ぐらいで決算は赤字が出ている。平成27、28年度ぐらいが、若干の黒字ということでしたね。これは市から1,100万円入れたことによる黒字という考えですか。通常の営業で出ているのかどうかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 運営補助金には関係なく黒字の決算にはなっております。

宮本政志委員 次長は社長でいらっしゃると思うんですけど報酬はゼロでしょ。黒字と言っても数千万の黒字とかじゃなくて、ぎりぎり赤か黒かというラインで前の取締役社長の方っていうのはどれぐらい報酬をもらっているんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成30年度の決算の数字ではございますが、約800万円です。

宮本政志委員 昨年度は赤字じゃないですかね。昨年度赤字で社長は800万円の給料。普通、赤字でしょ。先方さんに支払いを待ってくださいというお金があったら、社長は普通、給料ゼロどころか、800万円以前の問題で800万円もらえる形があっても払っていないお金に回してくださいと。それでも足らなかつたら社長というのはまたほかの意味でも責任をとっていくっていうのが一般論的な経営者がなかつたと思うんですけど。800万円の給料もらった。買掛金はこれだけ増える。赤字はこうです。黒字って言っても大きな黒字がずっと続いて、たまたま何か要因があって、たまたま単年度赤字が出て、来年度以降もまた昔のような大きな黒字が出るっていう見通しならまた見方が変わるんですけど、そういう経営状況で、それというのはいいと思われませんか。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成30年度の一般管理費の予算、代表取締役の報酬も一般管理費の中に含まれますけれども、この一般管理費の予算につきましては、平成29年度の決算の後で平成30年度予算について審議がされたところがございます。平成29年度の決算におきましては、黒字になっておりましたので、代取の報酬についてはほとんど議論はなく承認されたというところで、1年たって平成30年度の決算を作ったときに赤字になったということがございます。

宮本政志委員 新しく社長になられて、今から先方さんのほうに先ほど売上げを上げていきながら返していくっていうようなことをおっしゃったんですけど、具体的にはその気持ちの問題とか、言葉の問題ではなくて具体的にはどういう施策をもって経営策をもって黒字化、売上げを広げていくっていう。それは今から考えていきますっていう状況じゃないと思うんですね。会社が動いていますからね。何か方法があるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 6月に開催いたしました株主総会の中で、今年度の取扱いにつきましては、前年度の取扱量の交通54%増という数字を掲げました。これは確かに非常に難しい数字というのは重々承知し

ておりますが、そこを目指さないと、中央青果はもうやっていけないんだよという説明を株主総会の中でしております。54%増を目指す方法の一つといたしましては、まず出口を増やさなければいけないと。買っていただく方ですよね。その買っていただく方をふやすというところで、大手スーパーさんにいろいろと、お願いをして待っているところでございます。

中村博行委員長 次の売掛金に入ろうと思うんですよ。

岡山明委員 私が一つよく分からないんですけど。買掛金なんですけど1社で4,000万円が6,000万円という150%ですよ。この半年間に取扱高はどうなっていますか。この表では8か月で売掛金は1.5倍になっているんですよ。普通の人が見たら、これはいかがかと思うんですけど、取扱高をはじくと減っているという状況っておかしいでしょう。普通の市民の感覚でいくとおかしいと思うんですが。取扱高っていうのは実際どうなっていますか。それを確認したいと思っているんですけどね。余りにもひどいと私は思っているんですけども。トータルで7,500万円という来年には1億円の買掛が出てくるという状況でこの市場存続の問題が出てくるんじゃないかと。毎年、毎年じゃないけども未回収のお金が出てくると。赤字でそれはどうなんですかという危機感を持たれたと思うんですけど、そういう意味で取扱高が1社で2,000万円も増えた状況で、返済計画とか立てるとかうんぬんもあるけど、状況的に毎月借金も相次ぎ、借金を抱えるという状況ではないんですか。売上高は今、上がってないという状況で市民の人は納得できないと思います。

中村博行委員長 要するにこの1社だけ捉えて言うと、2000万円ぐらい未払いが増えているわけよね。それに対して、この間の取扱高というものがどのぐらいあるのかということだということだと思います。それはすぐ分かりますか。

河口経済部長 昨年同時期に比べて約70%、3割減になっているというのが現状あります。ですので、基本的には経費も削減しながらということもありますので、しっかり出口に合わせながら、取扱高を上げていこうというのも一つありますけども、ただ、先ほど言った出口も増やさないといけない、それに対して入り口といいますか、しっかりしていただくことも増やしていかないといけんということもやっていかないといけないというのは当然ありますので、まず、それから同じ話になって申し訳ないんですけども、基本的には、取扱高を上げるためにはどうするかということを経日々、いろんな業者の方にもお伺いしながら、お願いをしたりしているのが現状でありまして、実際は昨年度の同月比に比べても3割減という、7割程度にしか今なっておりませんので、できるだけ利益を増やすような形にするために、何かをしないといけないということで、動いているところでございますが、なかなか今そこがうまくいってないというのが現状でございます。

中村博行委員長 300万円毎月、未払いが増えているけれども、毎月、パーセンテージでいうと3割減ですけど、毎月そしたらどのぐらいの取引をしているのかという、金額でいうとどのぐらいになるかという。平均で300万円の買掛金が増えていきよるわけやけど、取引そのものがどのぐらいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 一番買掛金の多い1社だけでよろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど、月平均約300万円と申しあげましたけれども、これが全て買い付けですので300万円がどんどん上がっていくと。その買い付けの300万円とお支払いをしているその差額、今の買掛金として、上積みされていったということでございます。

中村博行委員長 焼け石に水的な返済になっているけれども、やむを得ずそうしているということね。

高松秀樹委員 買掛帳ってありますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 ございます。

高松秀樹委員 先ほどの買掛の返済をする返済計画を口頭で言われていたが、口頭でそういう契約をされていますかそれとも文書を取り交わしていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 口頭です。

中村博行委員長 それでは買掛や次の売掛も含めた質疑にもなろうかと思いますので、次の売掛金について私のほうから質問してまいりますのでお願いします。まず3月時点で200万円、現在300万円となっているが、返済計画なしで今も取引している。金の工面をしているほかの第三者に対してどう説明するかというような指摘がありましたので、まずそこから。

深井経済部次長兼農林水産課長 これは売掛金が一番多い業者さんのことだろうと思うんですけども、ここにつきましては、何度か直接、協議をしております。その中で9月に最終的な協議が整いまして、その月の仕入れ価格のと中央青果から買った金額プラス最低10万円を上積みして、売掛金を支払っていくということで、これは書面でいただいております。

中村博行委員長 辞めた業者もいるが回収できない理由を明確に説明してください。

深井経済部次長兼農林水産課長 止めた業者さんにつきましてはほとんどが連絡が取れません。文書を出しましても返ってきます。

中村博行委員長 それで、どういう対処をされています。

深井経済部次長兼農林水産課長 対応につきましては、弁護士さんのほうに相談する事項として上げているところでございます。

中村博行委員長 それから4,000万円のうち1,500万円は青果販売の取扱いといたしますか、この処理はどういうふうに考えておられますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 売掛金は青果販売2,500万円、3月末で決算時にありましたけれども、これからこの後も支払いまして今、約1,100万円になっております。1,180万円ですね。金額は下がっております。これについてはもう業務はしていない状況でございますので、この取扱いについては、税理士さんとも今協議を進めているところでございます。

中村博行委員長 それでは売掛についてほかの方の質問。

高松秀樹委員 基本的なところから、また、売掛先ってというのは何社あって、そのうちスーパーなどのいわゆる大口というのが何社でというのをまず教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 現在の売掛先の数でよろしいでしょうか。今年度の売掛につきましては平均で34社です。そのうち大手は1社です。

高松秀樹委員 資料がある売掛金の総金額で及び焦げ付いたというのは、支払サイトを守らないという意味ですけど、その金額が幾らあるのか。総額でいいです。

深井経済部次長兼農林水産課長 今年度の売掛金につきましては1億5,792万円でございます。11月末で1億5,792万円でございます。

深井経済部次長兼農林水産課長 売掛の未払い金ということですかね。済みま

せん。売上げが1億5,700万円ございます。で、それと未収金は、3,745万です。

高松秀樹委員 そのうち、もう既に回収するサイトが過ぎている、いわゆる焦げ付いた売掛金はいくらですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 これにつきましてはちゃんとサイトを守っておられる方もありますが、サイトどおりではなくて月に2回とかそういった形で支払っておられるところもございますので、

河口経済部長 今取引がしっかりあるのがそのうちあるのが1,923万円あります。11月末現在でございます。ただ、今取引もないところもございまして、その中でも、実際お金をうちのほうに入れていただいている業者さんもおられます。ですので、それが当然、同じぐらいございますのでこれにつきましては、今、払っていただいているところはしっかりそのまま継続していただいて、取りがないところもはっきり分からないところもあつたりするので、しっかりそこは確認をするということで、JAとも協議しながら進めておりますので、それによりまして回収の方をしていきたいというふうには考えているところでございます。

中村博行委員長 要するに1,900万円は現在、取引を継続してやられると。残りの1,800万円は少しずつ払ってもらっているところもあるということでしょう。先ほど高松委員おっしゃったのは結局完全に連絡が取れなくて、焦げ付いているとかいう金額については1,800万のうちそれが大体、幾らかというね。

河口経済部長 先ほどお話ししたような形で確認をした中で、焦げ付きが出てくるのかも分かりませんが、まだ焦げ付きと思っていないので、そこは当たっていかないといけないということで考えております。

高松秀樹委員 確認すると、11月末現在で売上げが1億5,792万の売上げがあって、現在売掛として残っているのが3,745万円ですよね。このうちサイトを守らないのがいくらあるのかと。今10日とか20日とか言われましたが、条例上は速やかにと、本会議場でこれ7日以内という話なので、7日以内を守っていないが、要は焦げ付きなんですよ。それが幾らあるのかって話をしています。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほど、売掛の業者が34社あると申し上げました。その中で、サイトを守っていらっしゃる業者の数は14でございますので、20社ということになります。ただこの20社の中でも、先ほど申しましたようにサイトは守ってはおられませんけれども月2回は必ず支払があるところもございます。

高松秀樹委員 そこがおかしくないですか。条例で速やかにとうたって、サイトは守っていませんけど、支払っている人がいますというようなことは理解できないんですけど、基本的には皆さん7日以内に支払うというのがルールだっというような気がして、何でそういうのを行政が許しているのか。今まで払わないといけん部分を払っていきますよということは分かるんですけど、今商品を仕入れているのに7日の支払いサイトを守らない業者がいまだに存在するというのは条例違反じゃないんですか。それをまだ容認してやっているんですかね。そこを確認したいなど。

深井経済部次長兼農林水産課長 20社につきましてはこちらの方も、請求はしております。黙っているわけではありません。

中村博行委員長 条例を改正したときに、3日っというのが現状に合わないから、速やかにということで、基本的な定義というか、それは7日ぐらいというふうに決められたと思うんですけど、その辺の扱いは条例改正をした意味がないのではないかということだろうと思うんですけども、せっかく条例まで改正したんだから、その辺はしっかりそれに基づいた対応

をすべきではないかということですが、これについての考え方は変わったんですか。条例改正に伴って。方針というか。条例改正した意味がないので。

宮本政志委員 先ほどあったこの辞めた業者もいるが回収できないというのがあったんですよね。額はどれぐらいですか。さっき連絡取れんし手紙を送っても帰ってくるってことはなかなか弁護士に相談しようが、法的手続と労苦と改修っていうのは非常に厳しいとは思うんですけど、これ幾らぐらいなんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 向こうの業者さんが倒産とか店主死亡より閉店されたというところもあるんですけども、今現在つかんでおる金額はおよそ1,500万円ぐらいですね。ただ、済みません400万円です。

宮本政志委員 今のは400万円と。ただ、相当の過去を遡ってもしようがないですけど、例えばこの10年ぐらいで、こういうふうにも全然回収不能やった金額っていうのは把握していらっしゃいますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 10年間ですか。

宮本政志委員 それで例えば額が余り大きいようであれば、ただ先ほど請求はちゃんとしておりますよって言われましたけど、ただ請求してっただけじゃなくてね、ちゃんと余りにも額が大きくなったり、ずっと返済がなかったりすると普通は調査に入ったりとか行ったりとかしてこれはまずいぞと思ったら、回収の行為に入ったりあるいは取引やめたりしないといけないじゃないですか。それともそういったことをされずにこのような業者がいっぱい増えて回収できんというのが、あまり額が大きくなれば例えば営業保証金とかそういったところは考えてないのかなっていうことを質問したくてその中で聞きよったんですけどね。額はこの近

年10年というか、この近年で今の1社の400万円ぐらいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 400万円というのは1社ではありません。
17社です。

宮本政志委員 何社かはいいんですけど要はその400万円というのは、その何社かで初めてということですか。それともずっと前から重なってきて、とうとう回収できなかつたのが17社で累積上400万円なのか。そういつたことがあれば、営業保証金とかっていうことは考えていないんかかっていうのをお聞きしたかったんですよ。

深井経済部次長兼農林水産課長 当然、私が申し上げた数字はこの11月末現在の数字でございまして、前年度以前のものについては把握はしておりません。

中村博行委員長 確認したいんですけど、先ほど売掛先は全部で34社で、現在その中で取引をされているのが14社、残り20社が少しずつは返されているとおっしゃったんですけど、今、17社がほとんど焦げついたということは、20社の中にその17社中が入っているんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 17社は入ってはおりません。

高松秀樹委員 条例どおり支払いをしている業者が20社でしょ。売掛金が残っている業者が14社。足して34社、これが最初に言った売掛先は34社でしょ。これ以外に事業を止めたりして回収不能なのが17社で400万円あると。こういうことになるよね。これは数字が入ってないということやね。

深井経済部次長兼農林水産課長 そういうことです。

森山喜久委員 確認なんですけど、売掛金は昨年度の決算でいえば3,500万円だったのが、この11月末は3,745万円という形で、250万円増えたということによろしいんですかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 増えております。

森山喜久委員 先ほど、ほかの議員さんからもあったように条例改正した意味がなかったということも証明がそれなのかなということと、あと未収入金、1,200万円ありますよね。3月末で、それは11月末は幾らになっているか、それを教えてもらっていいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 未収入金というのはこの決算書に挙がっている金額、これは売掛金ではありませんで、委託料でございます。決算書では1,232万8,499円。金額は変わっておりません。

森山喜久委員 済みません、委託料っていうのは分かったんですけど、それは11月末の分も一緒ということですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この委託料につきましては11月末も同じ金額でございます。

宮本政志委員 青果販売さんは今、営業停止中ですよ。3月末で残が1,800万円ですと。税理士さんと打ち合わせ中とおっしゃってましたよね。この1,180万円の今からの返済に関して、例えば会社整理なら弁護士か司法書士でしょうけど、税理士さんっていうのはどういう打ち合わせをされているんですか。何で税理士さんが出たのかなと思って。

深井経済部次長兼農林水産課長 取締役会の中で青果販売への売掛金のことは当然議題に上がってまいります。その中で業務が停止して以来、数箇月たつんですけれども、売掛金、買掛金も含めてですけど、このままにし

ていいのかどうかっていうのも、取締役会の中で、議論があったところ
でございます。その中で、売掛金につきましては、青果販売も業務を停
止しております、収入も途絶えている状況でありますので、当然売掛
金は青果販売からも入ってこないということでどうするのか。これをそ
のまま、放棄するのかという議論にもなりました。その中で放棄したと
ときには、税法上の問題が絡んでくるのではないかとということでその辺の
相談をそれは税理士さんのほうで確認しているところでございます。

宮本政志委員 ではどうやって返していくかっていうことよりも税法上のほう
が先にちょっと気になったから、税法上のほうの話をしたってことでは
か。売上げゼロで、あと3,000万円弱ぐらいですよね。それはもう
放棄する前提でもう決まったってことですか。これは未回収になるって
ことですかね。

深井経済部次長兼農林水産課長 まだ放棄するとは決まっておられません。ど
ういう、問題があるのかというものを一つ一つ確認した上で、取締役会
の中で、決定していくことになります。

森山喜久委員 経営が悪いっていうのは分かるんですけど。今日、外部監査の
資料が出ていませんよね。今年の3月に中央青果が外部監査をした報告
というのはやっそこさ出たというのは夏場だったかなというふうに思う
んですけど。その後、総会が終了後、速やかに市の方が外部監査をし
ます、お願いしますよというふうな話で出されていたと思うんですよ。そ
の中で結局、前回であれば経営判断、経営状況の部分をしてもらう、そ
の調査をまたするんだというふうに言ってらっしゃったんですけど、
6月に出されたにしても半年過ぎているというふうな状況で、それも踏
まえて計画とか調査という形の分をしておいてもおかしくないですけど、
その辺はどうなんでしょうか。

河口経済部長 調査につきまして、前回の委員会のほうでも、11月末には出

てくるであろうということで皆さんのほうに報告しました。大変申し訳ございません。基本的には、こういう資料がないかとかいう話その後も出てきています。一応基本的には7月の半ばぐらいにお願いをした状況でございます、それで一応8月の末ぐらいにはまず第1回目は出てくるであろうというふうに話をしまして、いろんな資料もこういう資料がないかということで提出を求められまして、その資料を出していくという状況になって、11月末ぐらいにはそれを出したのでできるんじゃないかということで話をしておいたら、まだこういう資料はないかということでまた、追加の資料の要求もありましたので、大変申し訳ないんですけども、もうしばらくしたら出てくるというふうに聞いておりますので、こちらからも早めに出していただきたいということでお願いをしております。それで今日は当然間に合わなかったというのは、現状がありまして大変申し訳なく思っております。できるだけ早い時期に年明けには今度はお話ができるんじゃないかというふうに思っております。それをしてこれは市が一応調査依頼を出したことによりますので、この結果を見て会社のほうに取締役のほうにこれを見ての判断を仰ぐという形になってくると思います。大変遅れたことに対しましては、申し訳なく思っております。

森山喜久委員 何か3か月前に出されたっていうのは私のほうの誤情報だったということでいいんですけど、二、三か月前にも出しているよという話をちょっと聞いたんで、まだなのかなというふうにちょっと思っておったんで。今、市が契約したというふうな話の部分があったんですけど、実際に当初の契約は納品日はいつだったんですか。

河口経済部長 一応、最大限に見ておって1月末までにとということでお願いしています。それから7月の半ばぐらいにお願いをしましたので、当初は早いほうがいいと、1か月くらいでできるんじゃないかというふうに思っておりましたが、それが難しく、いろんな資料を出したので早くできるんじゃないかということで、11月末というふうなお答えをいたしま

した。大変申し訳なく思っておりますが、最終的なものは1月末ということで納品はこれより早い時期にお願いしたいなと思っておりますが、そういう状況でございます。

森山喜久委員 平成30年度分は次回には出していただけるんだろうというふうに思うんですけど。平成29年度出された監査報告書最終というふうな形の分を調査するというふうな形で言われていたんですよ。その調査結果というのは、私たちは頂いてないような気もするんですよ。最終的にどういうふうな結果だったのか。それも含めて今のこの状況をいかに改善していくのかっていうところが必要と思うんですよ。さっきから買掛金のところでも計画はないのかって話の部分をしました。売掛金にしても取扱高を高めるため頑張りますって話をするんですけど、要はどこに当たっていくのか、どういうふうにしていくのかというそういった計画書ってというのが、中央青果が作っているのかどうかっていうのを含めて、一つは改めて言いますが前回の監査報告書の調査結果がどうだったのか。次に、中央青果の方は取扱高を高めるための計画書、具体的な計画書であと返済計画書、それをちゃんと書面として作っているのかどうか。それ教えてもらいますか。

河口経済部長 今、森山委員が言われましたように平成29年度分の報告書は皆さんの御手元にも配付しておったと思いますが、その中で調査はしながら、買掛帳、売掛帳については当然見ております。その結果としてはまだまとめておりません。大変申し訳ありません。それとか、後は差入保証金については問題もありましたけれども、これにつきましては弁護士さんと一緒になって当事者に質問状等も出してこれによりまして、どういうふうな中身で返ってきておるわけでございますが、これを弁護士さんのほうにお預けしておりまして、ただ、内容としましてこれはどうのこうのという内容かどうかっていうのも含めて、今、弁護士と一緒にその辺は調査をしているところでございまして、報告が出てないのは事実でございます。申し訳ありません。

森山喜久委員 監査報告の部分、これは今まだっていうふうな話も分かったんですけど、中央青果が結局、取扱高を高めるためにどういうふうな計画をしていくのかっていうような具体的に要は業者一覧とか例えば新規開拓でここの業者に当たっていきますよとか、ここのスーパーとかここの商店をこれぐらい増額していくよというふうな形の分の見込みとか具体的にできないと先ほど言ったように対前年比54%増なんかできないと思うんですよね。そういった具体的な計画書を中央青果が作っているのかどうかというのと、あと返済計画もセットなんですけど、そういった具体的な計画が中央青果のほうにあるのかどうか、そこを教えてくださいませんか。

深井経済部次長兼農林水産課長 返済計画や窓口を広げていく取扱高を増やしていくという計画はありますけれども、まだ書面化していないところがございます。

森山喜久委員 その書面化してないっていうのはよく分からないんですけど、中央青果の方はできてないということであれば、市としてどういうふうな指導しているんでしょうか。

河口経済部長 基本的にできてないといいますか、今、会社とそれから市とその取扱高を上げるためにはどうするか、市場の運営協議会も開催いたしまして、そこら辺の意見もいただく中で、こういう業者があるよとかいう声も当然ありまして、具体的な計画的なものは作っておりませんが、それはもう一緒になってもう1個大手の業者の方もJAからの情報を聞き入れながら、取扱高を拡大していくことを考えておりまして、その計画がないから、本当はそういう計画をちゃんと作って、取扱高54%というのをやっていかないといけないというのは重々分かりますけども、今、とにかく話ができるところを早く見つけていきたいという思いで、JA、それから市、会社と一緒にやって取り組んでいるところでございますので、その計画については市としてもとにかく行ってないというの

が現状でございます。

森山喜久委員 要は卸売業者の監督する指導する立場も市として、その計画がないのを是とするのか否とするのか。いいのか悪いのか。あと前年比54%増を求めますよと、そういう計画しますよと言いながら、30%減という形で反対の結果になっている中で市としてどういうふうな指導をしたんですかということです。

河口経済部長 基本的には先ほど申し上げたのと同じになるかもしれませんが、とにかく取扱高を上げるためにはどうするかということで、54%という目標値は数字的に黒字になるためにはこれだけのものを上げていかないといけないと。ただ実質的には先ほど申し上げましたように30%減になっていると。この辺もありますので、市としても一緒になって取組むしか今方法はないというふうに判断しておりますので、会社と一緒にJ Aと一緒にその取組を早くしていかなきゃいけないというふうに考えておるところでございます。

森山喜久委員 早くしていかなきゃいけないというのは当然なんですけど、だからこそ、例えば先ほど言ったように一覧表、対象業者の一覧表とかがあってその業者で例えばここは市が、J Aが当たってくれとか、小売業者さんの拡大が出来ませんかとかを含めてしていくために、共通認識するためにそういった一覧表とか計画書的な部分がないと進まないでしょう。中央青果がそれができていないというふうな話のところであるならば、市のほうはきちんとそういった指導、助言をしないとそういった部分が進まないんじゃないかということを言っているんですが。

河口経済部長 森山委員の言われるとおりそういうリストをあげながら当たる場所決めていくというのも当然ありますし、今、取引調整会議というのも開催をしております、業者の皆さんにどのような方法でやっていくかということも含めて協議をしていただいておりますので、森山委員

の言われたようにその辺のリストもどのような形でできるかということも含めて、検討もしていきたいと。早めにとということで、今頃そんなこと言っているのかという話になりますけれども、大変申し訳ございませんけど、そういうふうな検討をしていきたいというふうに思います。

中村博行委員長 実はもう3点目のほうの行政の姿勢に入ってきているわけですが、先ほど言われた54%増とか後の質問でするようにはしておいたんですが、それに入っているのも、いずれにしても非常に厳しい状況で、計画も、ぶっちゃけた話立てられる状況ではないということが客観的には見て取れるわけですが本日で執行部の方も含めてどのぐらい時間掛かるかということも、調整はしておりませんが12時になりましたので、ここで午前中は閉じたいと思いますが午後の予定をこのまま続けてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたらここで昼の休憩に入りたいと思います。午後は13時から再開をしたいと思いますのでご参集ください。それでは休憩に入ります。

午前12時 休憩

午後1時 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして午後の会議を続けます。いろいろ数字いただきましたが、買掛金、売掛金の各相手先等々の数字を言っていただきましたが、これを精査したような形の資料というのは、作ってもらえますか。A社、B社っていうふうな形でもいいので、個別の売掛、買掛、それからトータルそういったものを作っていただければというふうに思います。数字でいただいておりますけれども。それでは3点目といきましょうか。次の項目、既にもう入ったところもありますが、行政の姿勢、中央青果についてというところからお聞きをしてみたいです。ある業者を中心的に市場に品物を入れているのではないかとこういう疑念と言いますか、そういったことについて御答弁ください

い。

深井経済部次長兼農林水産課長　ある業者というのはちょっとよく分からないんですが、中央青果といたしましては、実際に偏るものではなく、売買参加者からの要望に応じて、仕入れ先は公平にやっているところでございます。

中村博行委員長　今日初めていただいたんですが、今までそういった買掛金、売掛金の全体を今まで明らかにしようとされてない積極的なそういう開示というものがなかったんですが、その辺の理由についてお答えください。

河口経済部長　個人情報というか企業情報といえますか、そういうのも当然ありますので、なかなかその取扱いを慎重にしないといけないということもありましたので、先ほど委員長のほうからも、数字について、名称はいいのでということで話がありましたので、その辺の対応はさせていただこうというふうに思っております。特にそういう個人情報的なものの心配があったということもあると思っております。

中村博行委員長　その辺はできる範囲ってということになるんでしょうけども、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。次に民間では特例事項があれば書面で契約をするのが当たり前であるけれども、その辺のルールを守っていないという指摘に対してはどういうふうにお答えされますか。

深井経済部次長兼農林水産課長　これまでいろんな書類を調べる中でその特例事項っていうのがこれだろうと思ひれるものがなかなか見つからないというのがございますので、書面で契約するのが当たり前というのは、そうなのかなと思ひますけれども、売買参加者に対しましては売掛金等につきましては書面でしていきたいというふうには思ひます。

中村博行委員長 先ほどほとんどが電話等を含めて口頭でということですが、この辺の改善というのがあるのかどうか。この辺も後でやりましょう。それから行政マンは商売に関して素人だから議会もしっかりその辺りはチェックしながらやっていけということと同時にやはり今まで行政のほうはどうしても後手後手といいますか、現場に行って例えばスーパーとの関係も出てくるんでしょうけども、そういった本腰を入れた、商売に関することをやってきておられないということが指摘をされているので今後の対応も含めて、その辺はやっぱり机上のいろんなデータとかそういうものだけじゃなくてやはり現場に出向いて正確にその次起きていることを今までもありましたが、委員会への報告がどうしても間違った報告になってきたということが指摘されていますのでその辺の今後の市政というか、それについてお答えください。

河口経済部長 今委員長が言われましたような形で行政は商売に関して素人というのは事実であろうとあります。本当にものを知らないということが大きいというのも私たちも含めてですけどもありますが、先ほど言われたように後手後手といいますか、説明もするのと言われてからするとかその辺については今までも本当に大変申し訳ないなというふうに思っておりますし、私は聞いた話を伝えてしまっているだけということで、いろんな御指摘がありまして、ちゃんと目で見えたのかということもありましたので、その辺はこちらも反省をしているところでございます。その辺で、今後、何回も同じことを繰り返しているところはございますが、できる限り間違った情報というのを出不さないようにしていきたいというふうに思っていますし、これまでは大変申し訳ないなというふうな気持ちいっぱいでございます。

中村博行委員長 それからこれまで委員会で逐次報告をしていないと。ややもすると委員会軽視じゃないかこの最たるものが3月19日に委員会を開いてそのときに3月20日に取締役会を開きますよと。そしたら実は3月20日に社長交代というのがあったわけですね。その報告が正しく、

何か月も先になって報告が委員会のほうにされた。これは非常に遺憾なことであってその辺を含めた中で、今後先ほどいろいろ森山委員の方から言われたような資料をこれを着実に早期に提出をお願いしたいと思いますが、その辺をしっかりとお答えください。

河口経済部長 3月19日から20日にかけてその後の委員会への報告については私もその辺を存じ上げてなかったので大変申し訳なく思っております。4月に入ってその辺の情報も委員会に対してどれだけのものかということで、まだ把握し切れなかったところは、大変申し訳なく思っております。いろいろ情報はいろいろなものとして、はっきり分かった段階ではその経過なりは委員会のほうに報告をさせていただこうということで思っております。確実にない場合はまだ時間をいただくような形になると思いますけれども、大変申し訳なく思っております。今後、その辺はしっかり気を付けていきたいと思っておりますし、議会軽視という気持ちで対応はしておりません。申し訳ありません。

中村博行委員長 先ほど指摘がありましたような内部監査等の報告があれば提出をお願いしたいと思います。それから執行部の答弁は計画もなくその場しのぎでよく逃げているという指摘をされているわけですが、この点はしっかり計画がないというのは、実際、本当にいかんことではありますし、答弁が繰り返しのようなどころもありますので、その辺について今後どうしていくのかということでお答えをお願いします。

河口経済部長 その場しのぎでよく逃げていると。そういうふうに分かっているのかなというふうに思いますけれども、分からない部分もあつたりして、大変申し訳ないというふうに思っております。逃げようと思って逃げているわけではなく、知識が足りてないという部分でも大変御迷惑をかけたところはあるなというふうに思います。契約にはいろんな形があると思っておりますけれども、これについてはしっかりこちらで考えながら対応させていただこうというふうに思っております。

中村博行委員長 中央青果の今年度54%増の予算が上げられたと思うんですが、具体性もないのにこれだけのものが上げられた。先ほど森山委員がもう既にこの件については指摘をされたんで、これの補足についてはまた後ほどお願いしようと思います。それから藤永社長が結局、辞任なのか、解任なのかどちらなのかというね。これを明確にしてほしいというのがありました。

河口経済部長 この件につきましては、登記簿上は解任というふうになっております。この経過につきましては以前も少しお話ししたところあるかもしれませんが、前社長が進退の伺いをされたということがございました。その中で取締役会の中で辞めていただくということになるということは辞職ではないので、解任ということでその場では解任という形になっているというのが現状でございます。意識としてはどうしようかということで、前からのお話であれば、辞任というのもあったのかもしれませんが、その信頼をされたということで、ほかの周りの方が決めたということで解任ということで私どもは理解をしているところでございます。

中村博行委員長 それと市長が市場の問題について一言もしゃべらない事態は以上であるというような指摘があります。これはどうでしょうか。市長に面会されたときのことだと思いますが、その辺、答えられる範囲で。

河口経済部長 これにつきましては、市民団体の方との市長の面会のときのお話だろうというふうに思います。新たなことは議会に発していこうということで話をしておりまして、結局、そのうち、市民団体の方とかお話の中は今まであったこと等をお話させていただきましたので、私あるいは副市長のほうで回答させていただいているのが現実でございます、そういう意思として市長の意思があつてのことというふうに理解しております。

中村博行委員長 この項目は以上ですが関連した質疑は。

高松秀樹委員 午前中に森山委員がちょっと触れたことになるんですけど、いわゆる外部監査に対する税務調査になるのかな。その前に顧問弁護士が中央青果にはいらっしゃるんですよ。これはどういう顧問契約をされておるのか。何でこういう質問するかっていうと、恐らく財務諸表が非常にずさんな状況で今も放置されている。作成されている状況なので、顧問弁護士がいらっしゃるといことなので、どういう顧問契約をされているのかまずお聞きします。

深井経済部次長兼農林水産課長 まず税理士との契約につきましては、毎月の給与の計算、それと月に1度の決算書の作成、そういう内容になっております。

高松秀樹委員 ということはいわゆるいろいろ申告等の時だけに税理士に依頼するんじゃなくて毎月書類のチェックをすることを依頼しておるという税理士なんですね。

深井経済部次長兼農林水産課長 書類のチェックは毎月ではございませんで決算のときということになります。

高松秀樹委員 内容がよく分からないから、顧問税理士には幾ら支払っているのか教えてもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほど私毎月の決算と言いましたでしょうか。済みません。毎年の決算です。

高松秀樹委員 そしたら、今度は外部の税理士に調査依頼をして先ほど部長がまだですといった件なんですけど、先ほどの御答弁は調査結果はまだで来年1月ごろと予定しておると。調査を依頼したのが7月中旬と、調査

が終わらないのは資料不足だと、こういうことを言われたんですけど。今回同じ税理士に頼んで監査報告出ていますよね。平成31年3月13日に。このときはいつ頼んでいますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 それは平成29年度の委託ということですよ。そのときの契約書はちょっと手元にはないんですけども、去年の夏ぐらいにお願いをしたと記憶しております。

高松秀樹委員 そこはしっかり調べて後でも。一番、僕たちも知りたいのは、どういう報告か見たいんですけど、今部長が資料不足であれが足らなかった、これが足らなかったっていう話でしたけど、例えば直近では何が足らなかったんですか。つまりなぜこういう事態に陥るのかなと思って、最初依頼したときにそしたらこういうのを出してくださいよって出すのが当たり前だと思っているんですけど、今のお話ではそうじゃないような気がして、足りないいろいろなものがあつたから、またそれを出しましたっていうことなんですけど、何を出されたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 直近で言いますと買掛台帳、売掛台帳これを提出していなかったということでございます。

高松秀樹委員 それは向こうの税理士から最初要求はなかったってことですか。買掛台帳、売掛台帳って商売する一番基本的な台帳なんですよ。これを当初7月中旬に依頼したときに、一緒に普通出すものかなと思うんですけど、どういふ状況か全然理解できないんですけど、どういふことなんでしょう。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成29年度にお願いしたときに平成29年度の決算に係る元帳、それから全ての通帳です。小切手帳、そういったものを向こうの税理士のほうに送りました。今回のお話につきましてもそれと同様に考えておりまして、同じものをお送りしましたら、後か

ら売掛台帳、買掛台帳を送ってほしいということを言われました。

高松秀樹委員 7月中旬に頼まれたんでしょ。8月、9月、10月、11月、5カ月なんですよ。僕はそのときはこの委員会ではありませんでしたけど、説明は足りない書類があったから、もうちょっと遅れますと言いましたけど、今直近が売掛と買掛の台帳なんですよ。ほかに何が足らなかったんですか。もうちょっと抽象的に言うと、なぜこういう事態に陥るんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 まず台帳でございますが、それを送ってほしいという依頼があったときに大変お恥ずかしい話ですけども、私はその存在を知っていませんでした。会社のほうで確認をいたしまして、それを用意したわけですけどもその用意するのに時間を要したというところがございます。

高松秀樹委員 想像で言うと叱られるんですけどいわゆる税理士が今から調べるときにずっと調べておると。ところが、いろんな伝票類が穴が開いていたんじゃないかなって想像しているんですよ。ないのがあると。売掛台帳も全部1冊ないんじゃないなくてその中の歯抜けになっておって、その数字が合わないからそこを出してくださいと。中央青果側は全部一式渡したときに入っていると思っていたと。でも向こうで調べたらこの部分の数字が合いませんよとこの書類出してくださいと。こういうのが続いたんじゃないかなと思うんですけど、そうじゃないんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 そうではなくて、台帳が全てありませんでしたので、それを用意してお送りしたというところでございます。

高松秀樹委員 では最初に委託をお願いするときに向こうからは、例えば、提出書類一覧っていうのが別になかったんですか。普通一覧があってその中に、売上台帳とか買掛台帳とか財務諸表とかいろんなものが書いてあ

ってそれをもって普通提出するんだと思うんですよ。ただ、こちら側から書類これだけですよって送ったということなんですか。そこがいつも合点いかないんですよ。

深井経済部次長兼農林水産課長 税理士さんのほうからは、これを送ってほしいという指示はございませんでした。

高松秀樹委員 税理士に対しての委託料は、市から出ていますよね。金額はいくらですか。

河口経済部長 16万5,000円でございます。

森山喜久委員 税理士さんの関係で再度確認するんですが、契約日がいつだったのかということと、一応納品日は1月末という話だったんですけど、当初は8月末には出せるというふうな話があったと思うんですよ。その契約日がいつで資料を提出したのはいつなのか。追加資料をいつ出したのかっていう形を時系列について説明してもらっていいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 契約したのは7月17日付けですが、その後のことにつきましては時系列でまとめましてまたお示しさせていただきたいというふうに思います。

森山喜久委員 まとめた分はいつぐらいに提出していただけますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 買掛台帳、売掛台帳をいつ出したかというのが確認できれば、その後すぐお出しすることはできますが、1日で出したものではありませんのでその辺の確認にお時間をいただきたいと思います。

中村博行委員長 1日で出したものではないというのがちょっと合点がいかん。

深井経済部次長兼農林水産課長 私はずっと向こうにおれるわけではありませ

るので、おれる時間の中で売掛台帳、買掛台帳をプリントアウトしたわけですけども、それが1日ではできませんので、何日か要しております。ですのでそれをいつプリントアウトしたのか、その辺を確認する必要もあるだろうと思いますのでお時間をいただければと思います。

森山喜久委員 確認なんですけど、プリントアウトするのは社長しかできないのかどうか。どうなんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 ほかの社員でもできるとは思いますが社員も通常の業務が非常にボリュームのあるものが抱えておりますので、社員には任せていなかったところがございます。

森山喜久委員 通常業務があるのは分かるんですけど、ただ、事務所の中でプリントアウトする作業っていうのは、別にお願いしてもいいのかなと。その中で、通常業務しながらとプリントアウトできなかった案件とか紙集まったとかそういった部分の処理をしてもらったらいと思うんですよ。ですから、逆に言えば中央青果の社長としていらっしゃるときに要は内部のほうの従業員さんを使えてないということによろしいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 これに関しましては社員には手を煩わしてはおりません。

恒松恵子委員 税理士はいらっしゃるのですが、弁護士とか社会保険労務士とか司法書士とかそういう方をお願いするような案件はこのたびの代表取締役の変更登記とかはどなたがなさっていらっしゃるのでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 代表取締役の変更につきましては、私自身が手続をいたしました。先ほど顧問税理士さんへの委託料16万5,000円、これは市が出したものです。

中村博行委員長 今税理士の方はまだ聞いてないよね。顧問料は幾らですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 中央青果の顧問税理士につきましては、年額をはっきり覚えておりませんが、毎月お支払いしている金額は1万8,000円と少しです。

中村博行委員長 市の職員が社長になって問題ないと、利害関係はないというふうにおっしゃっているわけですが、これについてそんなわけはないというような指摘がありました。これについて御答弁ください。

河口経済部長 前にも森山委員の話がございまして、利害関係につきましては、私どもとしてはないというふうに判断しております。これにつきましては弁護士さんにも相談しながら、この利害関係はどういうものだろうかということも含めて御相談しましたが、中央青果と市との関係として、社長になったことによる利害関係はないというふうに判断しております。

中村博行委員長 それから次に実際に社長と取締役がいて何度も調査をしなければ分からないというような答弁があったんですが、社長と取締役がいるのにそういう答弁というのはおかしいのではないかという指摘に対して、いふならばふざけているという言葉があったんですが、それについてお答えください。

河口経済部長 今度はちゃんとした回答をさせていただきたいというのは本当の気持ちでございしますが、やはり今先ほど話もありますけど、私のほうはほんとに調査しないと分からないという部分があつて本当はそこでちゃんとお答えができる体制づくりをしないとイケないというのは重々分かっておりますが、大変申し訳ありません。本当に社長、取締役も全てJA、市の職員でございしますので、大変申し訳ありませんが、調査したことをしっかりお答えしたいという思いで出しておりますので、決してふざけて言っているわけではございません。

中村博行委員長 フジの買受人の番号は37番のみなんだけれども、900番台で取引をしているということは、これはともかく違法を認めているんじゃないかという指摘がありますが、この点については。

深井経済部次長兼農林水産課長 フジとの番号はたしか37番だけでございます。900番台の数字もございますが、これは前の委員会のときでもお答えいたしましたとおりフジの各支店に対する中央青果の経理上の整理番号でございますので、この900番台の数値が外に出たり、それを利用してどうこうするということはありません。あくまでも、経理上の整理番号でございます。

中村博行委員長 フジ本社からの入金が見えるわけですが、これはバーコードで全部管理されているということでした。これはすなわち中央青果の売上金になっている。小売ということだろうというふうな指摘がありました。

河口経済部長 以前から、フジに対しての中央青果は小売ではないかという話がございます。前回、9月25日の委員会におきまして、お金の流れを確認をさせていただきたいということでお願いをさせていただいて、あとはその辺を確認をさせていただきますということでお答えをさせていただきました。これにつきまして皆さんのほうにお詫びをしないといけないということが分かりました。このお金の流れ見てみますと、これは全体ではなくてフジに持って行ったものを陳列して、売って販売をしていただいたということについてでございますが、これにつきましては確かにお金の流れからいいますと手数料以外にもお金が入ってきているという流れがはっきり分かりましたので、これにつきましては、二度とないような形で、9月25日につきましてそのときの発言につきましても、グレーであるということで、もうそこは停止をしているということでお答えをさせていただきましたが、その後、お金の流れを確認する中で、先ほど申しましたような形で、手数料以外にもお金が入ってきて

いるということでしたので、これにつきましては、即座に回収できるような形でしております。これにつきましては大変申し訳なく思っております。これにつきましては、フジに対しても出口の部分を確認をしたいということもありますので、今、仲卸業者もおりますので、こちらの方を活用しながら、その辺の出口を確認していくということで、当たっていただいております。

中村博行委員長 本当にこれは非常に大問題なわけですね。ずっと小売はしていないという答弁がずっと続いて、そんな小売はするはずもないということで初めてよく調査をされた結果、そういった状況にあったということで本当にいけない状態であったということは確認できるんですが、この辺も含めて先ほどから出ていますように、もう本当に後手後手と、指摘があって、議会から指摘を執行部のほうに求めて、やっとなかなか腰が上がって調査された。その結果指摘どおりであったという極端に言えばそういうことですね。そこについてはまた後から質疑があるかと思えます。それからラベルについて指摘はあるんですが、今も中央青果が、市場で貼っているというこの点について御答弁ください。

深井経済部次長兼農林水産課長 9月議会のときの委員会の中でもお答えをしましたが、中央青果でラベルは作成はしておりません。以前は作成したこともあったようですけども、二、三年前からラベルは作成していないということがございます。9月議会の委員会の中で写真を示されまして、これどうなのかというのがありましたけれども、あのときも私も実際にフジの方に行ってラベルはどこで作ったんでしょうかというお尋ねをしましたらバックヤードに案内をされまして、そこに二つの機械がございました。大きい機械と小さい機械があって、小さいほうの機械で作ったものについては、フジという会社名は出てこないラベルが出てきます。大きいほうの機械で作ったものにはフジという社名の入ったラベルが出てきます。それをそのバックヤードで、貼っていたということを確認しております。

中村博行委員長 大小の使い分けがあったということですが、具体的に
どういう理由で大小の使い分けがあったか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この使い分けにつきましては、先方の営業の
都合上、申し上げられないということでした。

中村博行委員長 それではフジとの関係について質疑を求めます。

高松秀樹委員 いろいろ言われましたけど、結局、中央青果はフジに対して小
売をしていましたということになるんですか。

河口経済部長 ものの流れ、それからお金の流れを確認させていただいた中で、
実質そのような形になっていたということがありまして、グレーという
こともありましたので9月15日には即座に停止したという状況でござ
いますが、それがはっきりしたのがそれから調査した後のことでした。
全体の間取引もありますので、全体の一部的などころではござ
いますが、そういうことはあったということになります。

高松秀樹委員 端的に言ってもらいたいですよ。一部そういうことがあった
とかじゃなくて、要は、中央青果が卸がしてはいけない小売を大手のス
ーパーにしておいた事実が続いておいたということですよ。それは間
違いないですよ。違うんですか。産建の中でもずっと何かこの話を
されてまちづくり会議Miraiさんもこうじゃないかとか、そのたびに答弁
はそんなことしていませんというふうに、ずっと、今聞くとうそをつい
たのかどうなのか分かりませんが、最終的には今どうも小売をしてお
ると。こういうのって調べればすぐ分かると思うんですよ。お金の流れ
一つつかむのも。中央青果の社員も社長も分かるはずなんです。小売
なのか卸なのか。何でここまで引っ張るのかなあという気がして、
そうなるきちんと調べてないのか、うそをついているのかと思わざる

を得ないんですけど、その辺は深井次長、どうなんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 青果販売がありました5月末までは、青果販売が小売をしておりました。中央青果がそのときに何もしていなかったけれども、5月末時点で青果販売の業務を停止した時点でそのようなことはないというふうな認識でおりました。ですので、このフジにおいて全体の大体1割ではございますが、小売をしていたということについては、私もまだそこまで調べが至っていなかったということでございます。

中村博行委員長 5月末以降、青果販売の後全部きれいにほかに振り分けたというお話がありましたよね。その際、フジと青果販売のあとそのまま中央青果が引き継いでやったということから、そういうふうになったという理解でいいですね。

高松秀樹委員 今の委員長の話は青果販売がいわゆる小売しておったと。それは条例違反という話で議会になって、なおかつ青果販売を休止状態にしましたと。そしたら、どこが小売を商品を卸すのか、小売をするのかとなったときに、中央青果がそのままやっておったと。しかしその前の段階で青果販売が扱っていたところを今後、違う場合売参権のある人たちに小売をしてもらおうって話になった。その中の一つが、フジだったんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 フジとの取引につきましては中央青果から相対で、青果販売からは小売という二つの取引がございました。5月末で青果販売の業務を停止したのは100%中央青果との相対という認識でおりました。ですので、フジとの取引の中で、中央青果の業務が青果販売が行っていた業務がそのまま続いていたという認識はなかったのが正直なところでございます。

高松秀樹委員 相対ってつまり卸ですよ。これを卸だっというのか、小売だ

ったのかって入った金額で分かるじゃないですか。そんなことをやらな
いんですか。中央青果は。お金の日々の月の出入り。卸のほうが安いで
すよね。小売したらそれにプラスアルファがくるんでしょ。だから値段
が違うんでしょう。卸と小売は。それ帳簿見たら分かるじゃないですか。
すぐ分かるはずじゃないですかって話。それにずっと今まで何か月か知
りませんが、引っ張ってこられましたねって話をしたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 相対の取引をつきましては、出荷者から荷を
出荷されて、それをフジのほうにそのまま持って行き、売るんですけれ
ども、中央青果としてはそのうちの8%が委託手数料として入ってきます。
それを含めた全体の荷の買上げ金額が、それから、手数料を引いた
ものを出荷者に払いますのでフジのほうから入ってくるものにつきまし
ては、その辺の区別がちょっとつきにくい状況にありました。

高松秀樹委員 つくんですよ。つかないといけないんですよ。商売をしている
んやから。でも、今ずっと話しとってこういうふうに執行部は言われる。
フジは今後仲卸を介してという言い方をされましたけどもフジは今売買
参加者なんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 売買参加者です。

高松秀樹委員 売買参加者だけど今後は、仲卸を介してフジに商品が入るよう
になるっていう説明をされたんですけどいいですかそれは。

深井経済部次長兼農林水産課長 相対の部分につきましては中央青果との取引
になります。仲卸業者をお願いしたのはその青果販売が行っていた部分、
それだけを仲卸業者をお願いをしたところでございます。仲卸業者がい
わゆる小売といわれた部分なんですけどもその部分については、仲卸業
者が全品買い取って仲卸業者とフジとの取引ということになります。

高松秀樹委員 理解できないんですけども、そこはあと森山委員が質問してでしょうから、それは任せますけどフジに対して小売をしていましたと。それは、青果販売が休止したことによって、そういう形になったと。当時、青果販売が扱っているほかの業者、花の海さんだとか、何とか食品さんだとかありましたよね。あそこについてはどういう状況で、青果販売がなくなった直後はどういう状況だったんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 そこにつきましても売参権をとっていただきまして中央青果の売買参加者というところのことで、中央青果と直接の取引をしております。

高松秀樹委員 売買参加者の条件というのは何ですか。皆さん売買参加者になると例えば中卸とか、結局商売にならないとかたくさん出てくるはずなんですけど、売買参加者ってどういう業者がなれるんです。

深井経済部次長兼農林水産課長 売買参加社の承認につきましては条例の第18条にございますけれども、資本がいくらあるかとかこれまでの経営の履歴、そういったものを確認して、また卸売を当然受けるわけですから、買受けの見込高がどのぐらいあるのか。その辺を見て売参権を承認しているところでございます。

中村博行委員長 花の海にしてもそれまでは売参者じゃなかったということですね。この審査というのはあるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 青果販売の業務を停止した後は、売買参加者になっていただいたわけですので、当然そこで審査をしております。

森山喜久委員 話のついでのほうからいきます。花の海さんとか西海食品さんとか売買参加者の許可を得ているということでもいいんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 許可を得ているのではなくて、売買参加者として承認しているということでございます。

森山喜久委員 聞いた話であったのは花の海とか西海食品とか、新鮮館とか含めて、売参権をとってくれというふうな連絡があったというふうに聞いているんですが、これは中央青果から話があったんですか。市のほうからあったんですかそれとも自主的にあったんでしょうか。

中村博行委員長 この辺りは社長は関与していなかったんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 青果販売が中央青果の子会社でございました。子会社である青果販売を業務停止するに当たって、もっと出口が狭まるのをまず防ごうというところで、中央青果のほうからそういったところに売買参加者の承認をとってくださいというお願いをしたところでございます。

森山喜久委員 再確認ですけど、卸売業者である中央青果が小売の承認をとってくれ、売買参加者の承認をとってくれというふうなお願いをしたと。要は、私のほうが思うのは逆に青果販売が業務停止するなら、停止するでいいですよ。ただその間に別の小売さんが入ればいいことなんですよ。それを中央青果から別の小売さんが入って、そのままの花の海さんとか西海食品さんとかに卸していけば全然問題ないわけです。そういうことをせずに、要は小売の業務を取り除いて西海食品さん取ってください、花の海さん取ってくださいということを促したということではないんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 他の小売さんの業務を取り上げたという認識はございません。単純に中央青果として出口を確保したいと。そのためには、今まで青果販売が取引をしていた相手方には売買参加者になっていただくのが、いい方法であるという判断の中そのようなお願いをした

ところでございます。

森山喜久委員 その部分で言ったら、5月末に小野田青果販売が今まで業務をしていた取引をしていたところに引き継ぐというところで、例えば病院とか、養護施設とか幼稚園とか保育園とか、そういったところの仕入れをしたところを全て本当いえば売買参加者にとってもらわないといけなかったんじゃないんですか。でもそうじゃなくて、今市場にいる小売さんたちに引き継ぎをしてもらえませんかという話をやっていったんでしょう。1週間前か存続期間の短い中で、この業務を引き継いでもらえませんかという形の部分で市場にある小売さんたちをお願いして、ただ連携が不十分だったから、もう直前になっても二、三日前にこの人に決まったからと言われても無理だと。ほかの業者に決まったといっても1か月前にやるんだったらまだしも、1週間もたたないうちに、もうこっちは納品してもらわなきゃいけないのにそれは決められなかったという話の部分もあったじゃないですか。整理して言ってくださいね。青果販売がしていた業務を小売に引き継いだ業務と小売が引き継がずに今、直接売買参加をしてくれっていうふうな話がありました。この差は何でしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 その差につきましては、例えば保育園であったり、病院であったりというところでは、相手方が小売業ではないというところがございます。小売業ではないところにつきましては、今、市場を出入りしていらっしゃる。売買参加者の皆さんに協力をお願いしたところがございます。

森山喜久委員 小売業じゃなくてそれ以外のところは小売業だったからやったということで。なら今まで、裏を返せば何で今まで取られてなかったのか。青果販売が入っていたら逆におかしかったんじゃないんでしょうか。

中村博行委員長 中央青果としては手数料が青果販売から入ってこようが、花の海から入ってこようが同じだからっていう安易な考え方だったのでは

ないかという気がするんですね。先ほどから森山委員が指摘されているようにほかの既存の売買参加者に役を投げ掛けるという選択肢はなかったのかっていうことですよね。

深井経済部次長兼農林水産課長 相手方が先ほど言いましたように小売業者ではないというところにつきましては、売買参加者の皆さんにお願いをしたところでございますけれども売参権の承認をとっていただいたところにつきましては、私の中でまずそこまで考えが至ってはおりませんでした。

森山喜久委員 逆に今回承認を得た業者さんですよね。それは宇部市場とか下関市場に行っても、山陽小野田市地方卸売市場で売参権をもらったので、そのまままたこちらの市場のほうの売参権をもらいたいというふうに言えば、承認をいただけるというふうに認識してよろしいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 宇部市で売参権を取るというのは可能ではなかろうかなと思います。ただ山陽小野田市で売参権を取っていただきましたので、その後どこの市場に行かれるかはそれは、業者の都合によることというふうに判断をしております。

中村博行委員長 小野田青果販売がずっと取引をされていて、今出たような花の海とかフジとか、それ以外にもあと引き継ぎという形でほかの売参者に引き継がれたケースというのはあるんですか。小野田青果販売がいろいろ取引していて休止したじゃないですか。休止したからその中で困ったのが、結局フジであり、花の海であったわけでしょ。それ以外にも小野田青果販売が取引されていたところでそういうケースはほかにもあったんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 J Aの新鮮館がございます。

森山喜久委員 JAの新鮮館、それこそ最初にとっておかないといけないところじゃないんでしょうか。逆に今まで新鮮館はうちの市場ではどういった位置づけだったんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 市場の中では、青果販売の取引先というふうには私は認識しております。

森山喜久委員 中央青果、卸売業者の取引先ではなくて青果販売の取引先だったということよろしいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 中央青果ではなくて青果販売の取引先というふうには認識しているところでございます。ですので、青果販売の業務を停止するに当たって売参権をとってくださいというお願いをしたところでございます。

森山喜久委員 あんまりその話ばかりしても仕方がないんで確認したいんですけど、フジは今一番の大きな取引先だっというふうな話もこの間あったんですけどもともとフジが一番だったんですか。この5年間ぐらいさかのぼったらですね。その辺ちょっと教えてもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 過去5年間の私が過去の取引状況を見た中で1番大きいと思ったのは、フジでございます。

森山喜久委員 フジということならいいんですけども、ほかの業者さんとかその取引はどれぐらいなのか。逆に言えば、ほかの取引が拡大できてないのかなっていうところはまだちょっとまた今後教えていただきたいと思うんですけど、あと最初に戻りますけどフジとの取引のところで社長問題ですよ。地方卸売市場の卸売業者である小野田中央青果の社長と卸売業者を管理する立場にあるし、農林水産課長という形の方で管理する側と管理されるかと思うんですよ。報告する側と報告される側だ

ろうというふうに思うんですよね。この2者に結局利害関係があるかって言ったら密接な関係があるというふうに言わざるを得ないんですけど、それでも先ほど利害はないと、利害関係がないというふうな形の部分があったんですが、その社長就任について本当に問題がないのかどうか再度教えてもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 確かに、社長でありながら市の経済部次長兼農林水産課長という立場ではございますけれども、利害関係というのが、公務員の立場を利用して云々ということではなかろうかなとは思いますが。これにつきましては、この公務員としての立場を利用してどうこうしているということは一切ないというふうに断言をいたします。

中村博行委員長 これは公務員法の関係もありますよね。これはまたやろうと思えますが。

森山喜久委員 済みません。公務員の立場を利用して例えば、何か便宜を図れとかいうふうな話をしているわけじゃなくて、さっきから私のほうも午前中質問した中で市として中央青果はちゃんと指導しているのかどうかって話をしたときに、要はしてないじゃないですか。対前年比54%売上げを求めるという話の中であったときに30%減少したという状況があれば、おかしいでしょう。それを市の立場として管理する立場としてどうなんかってきちんと話をして、提出するものは提出しろよって普通はするじゃないですか。でも今回はしてないっていうのは悪い言い方をすると深井さんが社長だからしないんですよ。これはほかの本当の民間の会社だったら、放置しますか。ほかの税関係なんかでもそうですけど、その部分で業者をきちんとしてなかったときに、放置しとっても口頭で済ませをやった話の部分で、山陽小野田市としてそういった行政のやり方をしているのかどうか。ここだけ特別なのか。それともたまたま今回、中央青果との兼ね合いで指導してないのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

河口経済部長 指導してないといいますが、基本的には出資者である。市と中央青果が一体になって取り組まないと。もう指示するしないしないといけない部分もあるかもしれませんが、そういうことよりも局面を打開していかないと。打開になってない部分がまだまだありますけども、そこをやっていると。基本的には森山委員の質問の回答にはならないかもしれませんが、今は、中央青果かと市が一緒になって対応していくしかないというふうには考えております。

森山喜久委員 まるっきり回答になっていないんですけど、ですからそういった市と中央青果の分も指導関係を含めて言えば、密接な関係っていう形の方で言われたのかなというふうに思うんですけど、ただ、そこを農林水産課長が社長をするっていうのは別問題じゃないですか。そこを先ほどから言っているんですよ。だから社長就任した分はやっぱりおかしいんじゃないかっていう話の方で、先般からの委員会のほうでも他の委員さんからも、結局、市の農林水産課長は中央青果の社長。ましてや、青果販売の社長も形兼任しておれば、そういった負債とかそういった形も含めて市のほうに負わされるんじゃないかと。そういうふうな懸念性もあるよと。そういう形を避けるために本来は仮に中央青果の社長をやったとしても青果販売の社長はしたらいけなかったという話とかもこの間指摘してきています。そういうふうな懸念もある中で緊急的っていうふうに言いながらも、3月の就任からもう何か月ですか。もう年末です。その中で社長の分をずっとそういった形のほうにしている本当にいいのかどうか。社長就任の関係の方で今、利害関係はないというふうな形で一生懸命言われているんですけど再度確認するんですけど、市長の許可を得たというふうな形の分この間言っていますけれど、市長の許可は要件もあるはずですよ。その要件を教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 許可の条件につきましては、公務に支障のない範囲内ということでございます。これは現に守っているところでござい

ます。

森山喜久委員 ちゃんと全部言ってもらっていいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 手元に書面がありませんので、申し上げた範囲内しか今はお答えすることはできません。

中村博行委員長 この件については今後の対応を含めた中でやろうと思います。時間がもう1時間以上たちましたので、休憩に入りたいと思います。開始が2時20分からということをお願いします。

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に続きまして、会議を続けます。社長問題がいろいろありましたけれども、この件については最後に今後どうするかというところでもう1回、議論したいと思います。そこで次に差入保証金についてこれについていろいろ質問していきます。まず差入保証人、金額は幾らですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 差入保証金の金額につきましては、1,500万円でございます。

中村博行委員長 これに対して本当に差入保証金だったのかということで、まず、言われているのが [] が島根県の農業法人に投資したものではないかと。それを藤永社長が差入保証金として受け入れたいというふうなことになれば、これは背任行為ではないかという指摘に対して答弁ください。この辺の事情が分かれば。

河口経済部長 先ほどお話ししましたけれどもこの件につきましては[REDACTED]それから前社長のほうにも質問状を出して回答もらったところでございますが、これにつきましては、お互いがそういうふうな形をとっておられる。うちの中央青果の決算におきましては、差入保証金という名称で1,500万円載っているというような状況がございます。これが役員会の当初から決議をもなくそのままやっておられるということも聞いておりますので、その辺について法律上どうなのかということはまた、弁護士の方とも話をしていくことになろうというふうに思いますし、その金額につきましても今、1,500万円というほかの差入保証金、中央青果も一つあるんですけども200万円程度だったと思いますけど、この金額についても高いという状況がありますので、この辺の[REDACTED]に対して返還を求めて、また再度、必要であれば、差入保証金をということも考える必要もあろうかというふうに思っておりますので、あとは、法律の関係も含めて弁護士とその辺は協議をしていきたいというふうに思っているところでございます。

高松秀樹委員 今[REDACTED]に質問状を出していると言われましたよね。これいつ出されていますか。

河口経済部長 10月31日付けでございます。弁護士さんのほうから出されております。

高松秀樹委員 先ほどから弁護士、弁護士と言われますけど、これ議会なんで我々は議会の立場から質問をしていますので、弁護士がどうのこうのっていうのは基本的にあまり興味もないし、市の生の声を聞かしてもらいたいと思います。この差入保証金を支出した経緯をもう一度教えてもらいますか。なぜこのお金を支出したのか。

深井経済部次長兼農林水産課長 1,500万円の支出につきましては、2回に分かれておりまして、まず1回目が平成25年11月8日に1,00

0万円。平成28年12月8日に500万円。計1,500万円となっております。これにつきましては先ほど取締役会の中で承認された事項でも議事録にもありませんし、取締役会の中でも大きい議論はなかったのではなかろうかなと推測ではありますが、この差入保証金が支払われた経緯というのは実は詳しいことは分かりません。

高松秀樹委員 前の資料としてもらった3月20日の取締役会の会議録議事録を見てみると職員の方が■■■■の社長から聞き取りをしたんですがと文章が始まってこれを見ると、ここに資料の中にあるように島根県の農業法人に投資をするお金として藤永社長にお願いをしました。そのときに藤永社長のほうから中央青果の方は、差入保証金として出したいと。投資をお願いしたのに、当時の中央青果の社長はこれ名目を変えて差入保証金として出したいと。なら■■■■の社長から分かりましたということと受けたと。ただ■■■■の方は、その投資先に会社から出すということが会社の内部でも難しくなったので、一旦中央青果に1,000万をお返しして、あくる日にお金を■■■■社長個人が受けて投資先にお金を出したとき聞き取りしましたって書いてあるんですよ。これを見るとこれは差入保証金でも何でもなくて、もともと投資依頼があったと。中央青果の方がその投資のお金が出せないから差引補償金の名目を出したと。ところが■■■■さんのほうはそのお金を投資できないと。なぜなら会社に入ってくる差入保証金を投資できない。だからこれは個人的にお金を貸してくださいということで出したって書いてあるわけです。これが事実であれば、全く差入保証金でも何でもないんですよ。でもこれは元社長の話ですけど3月20日に取締役会があって、その後深井社長が社長になられてなお監督する、河口部長もいらっしゃる中でおかしいんじゃないかなっていう、今、10月30日に質問状出しておるって約2か月経つんですよ。こんなのすぐ分かる話じゃないですか。これが何でいまだに解明できないのかなと思って。今の取締役会の私が読んだこの文章と執行部が考えておられる事実等に相違があるんですか。ないんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 [REDACTED] 社長と藤永前社長と両方からこれについて話を聞いております。1回ではなくて2回くらい行きました。その中で、2人の言い分というのがここに上がっているとおり [REDACTED] 側としては、農業法人に投資をしたと。藤永前社長のほうは差入保証金として支出したということで2人の言い分が平行線のままでございます。これについて、弁護士さんを通じてから質問状を出していただいて、その回答が返ってきたということですので、その分析をお願いしているところでございます。

高松秀樹委員 言い分というのは自分に都合の悪いことは言わないから、取締役会3月20日に行われているんですよ。そしたらこれを受けて、事実確認って [REDACTED] に対しても、民間会社ですけどやっぱりされておくべきだったと思いますよ。向こうの帳簿を見てもらえば分かるんですよ。入ってないんですよ。入ってないんじゃないかな。こっちは入っています。差入保証金で。つまり執行部または議会に対して正当性を示すためにこう書かざるを得ませんから、これが実際どういうふうな流れなのか。今市民団体さんが言われてきているような状況であれば、これは十分いわゆる特別背任に近い形になるのかなって思いますけど、これをずっと今も放置しているんで10月31日出したって、次僕らが言ったらまだ出てきてないときっと執行部は言いますよ。これケツはいつで言っていますか。言ったほうがいいですよ。いつまでに出すというのは。

河口経済部長 時期としては聞き取りはしながら、文書に残ってないので今回、弁護士の話ときには、文書化してもらいましょうということで、話はその当時と同じか変わりが無い内容でございました。それを話をする中では、両方が言いつばなしというところがありますので、これもはっきりしないといけませんけれども、1月末ぐらいには、その辺の話を報告できるようにしたいと思っております。

中村博行委員長 気持ちは1月末っていうことでしょうか。ほかにこの点について

て。

森山喜久委員 差入保証金の関係で出しているという形の中で実際の昨年度の当時、 への出荷額はどれぐらいだったんです。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成30年度につきましては約918万円でございます。

森山喜久委員 年間で918万円ですか。あと今年の11月末のところでもいいんですけど、今年はどうでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しました918万円っていうのは平成30年度1年間のものがございます。今年度の金額につきましては、ここに今資料持ってきておりません。申し訳ございません。

森山喜久委員 今年度はそれならそれでいいんですけど、要は、さっきから言っているけど前年度比30%減という形の中で、今 に1,500万円出しているんですよ。まだ返してもらってないんですよ。その中で平成30年度の実績は918万円であれば、その差入保証金自体を出す必要がないでしょ。そういった形の中で、きちんと返還を中央青果としては に求めていかなきゃいけないはずなんですけど、そこはどうなんでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 3月20日の取締役会の中でこれについては、 へ返還を求めるということになりましたので、 に対して返還を求めているところでございます。

森山喜久委員 3月20日の取締役で確認をしたということでもいいんですね。いつまでに払ってくれというふうな話でそのあと、要はその返金の返還要求にしても口頭なのか文書なのか、先ほどから言っていらっしゃる弁

護士さんなのか、いつまでに払ってくれそれを含めて何回くらい請求したのかそれを教えてもらっていいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 返済期限は切っておられません。そのまま、6月の株主総会を過ぎましてそのあとで弁護士さんに今の弁護士と違う別の弁護士さんに御相談をしたところでございますけれども、このときに差入保証金については取引が続いている間は返還は求めないほうがいいという言葉がございましたので、XXXXXXXXXXとは取引が続いておりますので、それ以降、XXXXXXXXXXには請求はしていないところではございます。

森山喜久委員 918万円ですよね。昨年が。一昨年、後、平成29年度も教えてもらいたいんですけど。その出荷額で、例えばこれの10倍とか20倍というふうな形の分で出荷されているところに対して取引があるから今停止したらもう3億円とかの取引は停止されるケース。それはまずいからそれは差入保証金の返還求めないって話だったわけですけど、差入保証金以下の契約っていうか取引額の中で、遠慮する必要はどこにあるのでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 遠慮しているつもりはございません。ただ先ほども申しましたような弁護士さんの言葉がありましたので、それに従っているというところでございます。

宮本政志委員 もう一度確認できたんですけど、差入保証金っていうのは原則、契約期間が終了したときに返還しますよっていう。だから今次長がおっしゃったように取引が続いている間っていうのは、解釈上契約中で終了してないから返還する必要がないっておっしゃったことは合っていると思うんですよね。取引は続いているっていう前提ですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 取引は続いております。

宮本政志委員 これは原則契約で原則が付いていますから基本的に契約がなく
て交わしてなくても仕方ないんですけどちゃんとした契約というのは交
わしたんですか。この差入保証金を出すについての契約保証金というの
は契約終了時に全額返還しないといけんかっていうと、一部何か物事が
あったときは、そういったところを引いて返還してもいいですよとか、
あるいは契約時に例えば1,000万円出すときに契約するときに返還
するときは900万円とかそういうことで、契約に盛り込むっていう意
味合いでも差入保証金はできますので、その辺っていうのはまず契約は
ちゃんと書面かなんかでやってあるんですか。あるいは、例外的に一部
差し引いて、満額返らないっていうケースはないということでもいいす
かね。

中村博行委員長 そもそも書面で交わしていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 平成25年ではないんですけども、もっと
後になってからですけども、書面は交わされております。

宮本政志委員 書面を交わしているんやったら■■■■■さんはこれは差入保証
金じゃないって、言い分として言えないですよ。差入保証金という前
提での契約書に■■■■■さんも中央青果も印鑑を押している書類がある
んでしょ。言い分がどうであろうと差入保証金っていうことで出したっ
ていう書面があるっておっしゃったんでそうなんでしょ。

河口経済部長 先ほど、■■■■■について表を作っているんですけど見方が悪
くて■■■■■に平成30年度は1,835万円の取引があります。それ
から後追いになっているんですけど契約書っていうか、そのようなもの
があるんですけどそれにつきましては有効であるということは確認はし
ておりますので、今言われたような形で差入保証金という言葉が出てお
りまして、■■■■■も差入保証金ということで理解をしているというふ
うに思いますが、主張としてはいつもこのような形で言われてらっしゃ

るというのは現実あります。

深井経済部次長兼農林水産課長 書面につきましては、先ほど部長が後追いと申しましたように平成30年4月2日付けで書面が交わされております。

宮本政志委員 差入保証金が出たのは平成25年でそれから5年たって書類を交わした。ちょっと一般論ではあり得ないんですけどね。その書面というのは見れないんですか。つまり差入保証金という言葉がちゃんとあるのか。契約書ですかそれは。どういう内容の書類なんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この書面の中に契約ということはないんです。タイトルが保証金差入書と書いてございます。これも先ほど申しましたように双方の印鑑が押してありますので、法的には有効なものであるということでございます。

宮本政志委員 続けていいですか。

中村博行委員長 その書面というのは頂けるものですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この書面につきましては市が持っているものではなくて、中央青果が持っているものでございます。ですので中央青果から直接というわけにはいかないだろうと思います。私のほうから求めて中央青果から提出をしてもらいそれからという流れになろうかと思っております。

中村博行委員長 地方自治法第152条で議会が執行部に対して請求できるということであるのでぜひその資料を提出していただけるようお願いいたします。

宮本政志委員 さっき取締役会の際に何か差入保証金のお話が全く出なかつ

たっというようなニュアンスで説明を聞いたんですけど、取締役会でこの差入保証金の話がちゃんとかかったんでしょ。例えば全く出ずに取締役会では社長が独断でお金を出したのか。ちゃんと取引取締役会で一応差入保証金ということが出たかということなんですよ。出たけど議事録がないって言うていたけどもし出て、議事録がないんなら、会社法の101条だったかな、取締役会会議録に残さないといけんという法律があるので、取締役会の中で出たと、出てちゃんとそれ話し合ったけど議事録には全く残っていませんと言うんだったら、こちらの会社法のほうで問題が出るんじゃないかなと思って。さっきの答弁の中で何か出なかったと話されたんで、出ないから議事録に載ってないんだなって解釈したんです。なら会社法には関係ないかなと。さっき答弁の中で言うておられたんやけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 この差入保証金、平成25年に最初の1,000万円が出ておりますけれども前の取締役会の議事録っていうのが見当たりません。

宮本政志委員 取締役会で差入保証金の件が出て話し合ったと。そして、そこで決まって出したんだっていうのであれば、当然議事録っていうのは残さないといけませんと会社法第100条で書いてあるんで、その辺りを確認しているだけなんで。

多田農林水産課参与 差入保証金の件でございます。平成25年度、1,000万円、そのとき私は現職で農林水産課長をしておりました。ということは、今の現部長、次長の立場で役員をしておりました。平成25年度を課長職として役員しておりました。その中で、差入保証金の話は一切、当時の前代取でございますが、相談とか、差入保証金も出すよとかいう話は役員であった私自身は一切しておりません。この1,000万円につきましては金の流れも全部、調べております。その以前に[]の方に1,000万円出して戻ってきて、翌日、先ほど高松委員さんが言

われたような流れの中で翌日1,000万円、今度は■■■■という■■■■
■■■■の現社長さんの個人名義で裏書きをされて1,000万円がという経緯
でございます。したがって、この1,000万円の流れ自体は今申し上げた
とおりでございますが、役員会及びこれが役員に分かったのは、平成25
年度決算要は平成26年度の5月期だったと思いますが、そのときの決算
報告のときでないと、明確に表面に出てきたものではないと思います。
したがって、私が現職でおったときには案件については存じ上げており
ません。分かったのは平成26年度の5月決算期でございます。その後追
加で平成28年に500万円出したことも、当時の役員は知っていなかった
と聞いております。私はその後、藤永さんにこの差入保証金についての
経緯について聞いたことがございます。そのときには差入保証金という
ものは皆さん、御理解いただいているような性格のものであります。
余りにも多くないかという話の中で、今後、取引を大きく進めていき
たいというところから差入保証金として出していますという説明を受け
ました。これが今事実としての差入保証金のあり方です。ただ、先ほど
から次長なり部長なりを申しておりますように当時の契約形態は、な
かったということが確認できております。その後、文書化しないとい
けないんじゃないかと。でも今作っても意味がないんじゃないのとい
う議論がある中で、資料請求をされているという案件のもの、中央青果
から行政へ行政のほうから資料を出すというものの平成30年度という
ものというのは、そういう経緯でございます。

宮本政志委員 ということは取締役会にそれが出ていないんですから、当然議
事録は残っていませんというのは会社法の面から見たらこれはクリアか
など。ただ、差入保証金に戻りますけど、今から返還を請求していきま
すよってさっき次長がおっしゃったけど、補償金はさっき言ったように、
原則は全額返ってくるものでしょうけど、ただ一部返還されない場合も
ありますっていうふうに規定がありますから、その辺りは大丈夫ですよ
ね。一応何もないんでしょ。全額請求して全額返還をしてもらうって
いうスタンスですよということではないんでしょ。

多田農林水産課参与 答えていかどうかっていうところはひとつ御容赦願いたいんですけども、差入保証金につきましては、法律家のほうに聞いたときに、先ほどから御説明申し上げておりますように取引がある以上、返せということはなかなか言いづらいということは法律家のほうから聞いております。ただ、中央青果としてこれは行政のほうから中央青果への指導にあたる部分にはなろうかと思えます。そういう中でそもそも差入保証金の問題になった時点で額が特質して大きいと、何これというようなところからの指摘はたくさんありました。そういう中で中央青果とすれば、もう前代取としての裁量権で行ったという説明を受ける中で今現在に至っておりますが、現中央青果とすれば妥当な差入保証金額の算定基準を設けようではないかと。要は出荷者が昨年度の出荷量、ないしは3か年遡った出荷量の平均値の何%を上限として、差入保証金として、こちらからもっと協力して出荷してもらえないかと。物流をより多く確保したいというような思いの中でやるにしても、妥当な差入保証金を出すに当たってはそういう基準を設けて、基準額以上の差入保証金を出しておるところについては、その差額分についての返還を協議して、返還を求めていくという方向性を打ち出そうではないかというような話を進めようとしておるところでございます。

宮本政志委員 食い違っているんですけど、弁護士さんはどうでもよくてさっき深井次長は、要はこの差入保証金の返還っていうのは契約が終了したときに返ってきますよと。取引は今していないんでしょ。（「しています」と呼ぶ者あり）それじゃ契約上は何をもって終了という、書面が今手元がないんで分からないんですけど、何をもってその書面の中には契約を終了するっていうふうにならわっているんですか。取引があればずっと契約中でこれはもう請求することはできないということになりますよね。

深井経済部次長兼農林水産課長 この書面の中では貴社との取引が終了した場合または両者が認めた場合は返還を求めることができるというふうな書

いてあります。

宮本政志委員 ということは返還請求を今からするんですか。ということは後者のほうの理由でやるってことですか。請求はしないの。

深井経済部次長兼農林水産課長 両者が認めた場合ということですから、片方が認めなかったら…。

中村博行委員長 返還を要求をするということだけは分かっているわけよね。

高松秀樹委員 ずっと話を聞いておると執行部は差入保証金だと前提で話しているんですけど会議録を見てみるところそもそもこれ差入保証金じゃないと読み取れるんですよ。例えばこういうふうに書いてある。実際には■■■■には中央青果から差入保証金というものは1円も入っていないというのが現状です。■■■■の帳簿には載っていないんでしょうと。■■■■が入っていませんと。小切手を■■■■の社長に渡している。裏書きを■■■■ではなく、■■■■社長個人の名前が書いてある。こういうふうに書いてあるんですよ。つまり、これは■■■■という会社への差入保証金ではないということが取締役会の会議録に書いてあってということは、そもそも差入保証金じゃないという認識で僕はあって、それは調べてらっしゃると思うんですけど、これそんなに難しい話じゃないんじゃないかなって思っているんですよ。これ差入保証金でない場合、すぐ返還請求をされるんですか。

河口経済部長 高松委員さんが差入保証金でなければというふうに言われました。なければ、投資という形なのかなとは思いますが、投資であれば請求はできないという形になりますので、今、差入保証金が中央青果においては、差入保証金というものが、中央青果にとってはプラスの財産になっている。返ってこないものというふうになっていますけども、投資であれば、これも通したものですので請求ができないということにな

ろうと思います。

高松秀樹委員 そうなってくるとさらに大きな問題が出て、これ社長の私的な流用ってなるんですよ。これは前社長の私的な利用ですけどこれは代表取締役降りられて、今深井さんが全責任を負うんですよ。そうだと僕は見ているんですよ。そういうことを考えられたことがありますかっていうことなんですけど、まずくないですか。これ私的な流用になるんじゃないか。今の取締役会の会議録だけ見れば。これはどうも [REDACTED] にヒアリングされた結果、こういうことを言われているみたいなんです。裏が取れば非常に変な話になりかねんのですけど大丈夫ですか。

中村博行委員長 この辺どのように

河口経済部長 現状は、中央青果としては決算書に載っているのは差入保証金ですので、差入保証金として返還を求めていく部分があるというふうに考えておりますので、今、それが私的流用とかいう話は今そこまでちょっと頭が回ってないです。

高松秀樹委員 河口部長が頭が回ってないっていう今さっき僕が言った議事録は3月20日なんです。このときに中で取締役の方がおかしいんじゃないかとか、おかしいでしょって言っているんですよ。これからも日にちがすごくたっているんですよ。普通だったら社長がこれを見たら、この正常化はしないとイケないと。行政とタッグを組んでここやりましょうって話になって、今頃すぐ結論が出ているはずなんです。それを今、質問状を出していますと、1月末までにはと。こういうことをずっとやっているから、結局、議会側が不信感を持つ。いわゆる市民の方々も不信感を持つっていうことなんですけど、大丈夫ですか、このままで。このままいくと、何か先がだんだん見えてきたような気もするんですけど、そこは大丈夫ですか。危機感がちょっと欠けるとなということにもなるかと思うんですけど。高松委員が指摘されたような点まで考慮し

てこれに臨んでください。

森山喜久委員 前代取の話が出たんで確認なんですけど、今、前代取から退職金の支払を求めていらっしゃるというふうに聞いたことがあるんですけどそれは事実なんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 事実でございます。向こうから調停を起こされました。これについては調停中で、争うという言い方が適切かどうか分かりませんが、もまず裁判所のほうで御判断を仰いでいるところでございます。

森山喜久委員 藤永社長は辞任か解任かっていうところに係ってくるんですけど、辞任であれば、もらう理由は全然あると思うんですね。当然もらわなきゃいけないと思うんですね。これ実際、辞任ということなんですかね。解任ということでしょうか。その辺もう1回。それとあと退職金の関係は求めに応じる予定なのかどうか、それを教えてもらえますか。

河口経済部長 辞任か解任か、先ほどちょっとお話をさせていただきました。進退伺いを出されたので周りの方が決定したと、取締役が決定したということですので、解任というのは人に辞めてくださいということになりますので、それが違法なことが起こったりした場合には、当然あるでしょうし、ただ、そういう伺いを出されたもので、解任イコール退職慰労金が出ないとイコールではないということは確認をしておりますので、その中では前代取が法に触れるようなことがあれば、当然、お渡しすることはないというふうに判断できると思いますが、今のところは最終的にはその辺の調査も当然必要になってきますけども、今ここで解任だから出していませんという回答でできないというふうに思っています。

森山喜久委員 この間どうしても気になっていたのは、前代取から進退伺いを

出されましたと。周りが判断しましたっていう形なんです。まず何をもって、降りてもらおうっていうふうな判断をしたんでしょうかね。逆に明確にこういうふうな疑いがあるかなとこういうことをしてもだめだから、降りてもらおうって話なのか。もうそろそろお疲れだから、交代したほうがいいかなみたいな感じのニュアンスなのか。周りが判断がどういった意味合いの判断なのか分からないのでその辺分かれれば教えてもらえますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 前代取につきましては行政との信頼関係が、だんだん薄れていったというのがまずあります。その中で、まず前代取もどんどん疲弊していかれてきて、その進退を取締役会に預けるというところで、こちらの方も取締役会といたしましてもその辺のもう心情を考慮して取締役の座を降りていただきましょうという判断をしたところでございます。

中村博行委員長 その辺の経緯それは訴訟の件に入った部分もありますけれども、現在2件の原告というか、原告、被告というかそういうのが逆になったケースの2件の訴訟中でありましてこの訴訟中について敗訴という場合も念頭に置いてこれに当たっておられるのか、その辺のお考えをお聞きします。

河口経済部長 この間、訴訟の話につきましては、敗訴することというふうに書いてありますけれども、基本的には訴えている以上はそこは考えていないというのがありますが、状況を判断しないといけないと出てくるんじゃないかなというふうに思いますけれども、敗訴のことを考えた訴えはしてないという考え方だろうというふうに考えております。

中村博行委員長 これは和解の可能性とかそういったことはどうなっているかということはまだ言えないのかな。

河口経済部長 そちらの状況は、お答えがここではできないです。

高松秀樹委員 なんで訴訟の現状を話しできないのか。警察は捜査しているんですか。何の裁判をやっていますか。まず教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 刑事事件と民事事件両方ございまして、刑事事件の方につきましては、先般、警察の方から、地検の方に書類送検したということは聞きました。で、その後どうなったのでしょうかということ警察の方にもお尋ねいたしましたけれども、これについては、答えることができないということでございました。民事の方につきましては、今現在、両弁護士さんとの間で、まだ争いが続いているところでございます。

深井経済部次長兼農林水産課長 刑事のほうは産地偽装でございます。民事のほうは損害賠償請求でございます。

高松秀樹委員 民事損害賠償って何の損害賠償で1件だけですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 民事のほうでございますけれども相手方と中央青果で締結した契約がございまして、まずこれを解除すると。これによる損害賠償という説明仕方を整理させていただきたいと思えます。

深井経済部次長兼農林水産課長 民事のほうにつきましては、相手方と交わしておりました契約を解除するということも中央青果の方から通知いたしました、それに伴って、相手方から、損害賠償請求を起こされました。それに対して中央青果のほうも損害賠償請求をさらに起こしたところでございます。

高松秀樹委員 最後がよく分からないんですけど。それに対して中央青果も損害賠償を起こしましたっていうところなんですけど、それに対してとは

何ですか。つまり次長はいわゆる社長であって、隣にいらっしゃるのが監督される部長なのに何で今裁判何が行われているか、分からないんですか。どういう対応を今後とられるんですか。弁護士任せなんですか。そこを心配しているんですよ。

中村博行委員長 相手方から損害賠償請求が出ているということでしょう。それに対して損害賠償を。

多田農林水産課参与 この件についてはみんな情報共有していたつもりなんですけども、言葉足らずのところがあったかと思います。共通認識していることは民事につきましては、産地偽造という事実があるよということ起因してその相手と契約を結んでいた商取引をやめますよという訴訟を起こしたわけです。訴訟を起こしたことによって、当然、契約的取引を止めておくことから、相手方はそのことによっていつもなら、商取引をするわけですから、そこに金銭の授受が発生しなくなったことによって損害を受けたという損害賠償請求をそのことにかけてきました。そのことによってうちは契約をこういうことで信頼できない相手とは、契約取引しないよという訴訟を起こしているんだけど、そこに損害賠償というなら、うちもそのことによって損害を受けているんだよということで、損害賠償を上にかけていったというふうに、私は弁護士さんの方から聞いております。警察のほうですけども、産地偽装ということで前代取が山口のほうへ行ってこういうことがあるんだけど調べてもらえないかということから県警のほう県警の方から山陽小野田署のほうへ依頼があって取り調べをされておったという一件です。それから、そのことに対して、相手方は名誉棄損だということで訴えを起こされたと聞いております。それに対して、うちも名誉毀損をされているということ民事と同じように、言葉は違いますが、かぶせて訴訟状態にあると。ただ警察のほう書類送検をしたというのはどの案件をもって、書類送検をされたかは前代取からの報告によりますと両者なのか、どちらか一方なのかということとは明確には聞いておりません。

高松秀樹委員 大分前のことなんで、もう既に公判が終わっているのかなと思
ったんですけど、全然なんですね。書類送検されたのはいつと聞いてら
っしゃいますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 書類送検をされたのははっきりとは覚えてお
りませんが、確か8月だったと記憶しております。

高松秀樹委員 8月にそんなのがあって、それ以降の情報は何もないんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 それ以降につきましては、先ほど申しました
ように、警察に問い合わせをいたしましても、今申し上げることはでき
ませんという回答でございます。

中村博行委員長 経緯を見ながらということやね。そしたら全般で特に今後執
行部はどのように考えていくのかということの一つには主に夏ぐらいか
ら今日までどういう対応をとってこられたのか。いろいろ後手後手に回
られたんやけどいろいろ調査等々はされているようですのでね。どのよ
うな行動を起こされていたのか。これを含めて、また今後これ問題につ
いてどのように立ち向かうというか、その方向性をちょっとお聞きした
いと思いますが、

河口経済部長 7月10日に中央青果から市あるいはJAに文書で協力要請が
あったとお話ししていますが、その後の新たな業者さんといいますか業
者の再開とかスーパー再開とか、そういうことで業者の方とお話をする
機会が回数でいいますと7回程度あったということ、いろんな業者でご
ざいます。後はJAとも当然協議をしていかないといけないということ
もありますので、協議をして行っております。あとは税理士、弁護士さ
んについてはいろんなことも相談をしている中で10回以上相談をして
いるところが現状でございます。あとは、先ほど話がありましたように
仲卸業者さんにもお話をお伺いするとかいうことも行ってきているとこ

ろでございます。一番は新たな出口をどのようにしていくかということが本当に一番大事なところであろうというふうに思っておりますが、なかなか難しいところもございまして、その程度の話にはなっております。前々からお話をさせていただいています。社長の交代ということなんで関係する方といろいろアポをとりながら前もお話ししましたが、中央青果の現状等もお話資料も見ていただく中で、判断をしていただくということではなかなかそこは、難しい部分がございましたが、現在ある方とお話を進める中で交代していただける方をまだ模索している段階でございます。業者についても先ほど申し上げましたようにお話をすることで、出口の拡大も含めてさせていただいているところでございます。一応日付ごとにいつこういうことやったとかということは一応まとめておりますが、あとはJAともよく協議をしながら、意思疎通を図りながら情報の共有もしながら進めているところでございます。以上でございます。

中村博行委員長 運営協議会っていうのがかなり期待された部分でもあったと思うんですよ。それが小耳にはさんだ中では、運営協議会は、昨日してないではないかっていうお話を耳にするんですけどもその辺りはどういうふうな、認識ですか。

河口経済部長 運営協議会を開催しておりますが、なかなか必ずお話の中には中央青果の立て直しとか状況ということのお話が出ますので、私も意見を言わせてもらうときにはまずは取扱高を上げるためにはどうしたらいいだろうかということ。それからいろんな市場の環境についても御意見いただければとは思っているんですけども、そこまで至ってないんですけども、そういうような意見をいただくことによって中央青果のほうの利益の増にもつながってくるであろうということもありまして、その辺の御意見も頂きながら、その中ではあるスーパーとかのところに確認してみたらどうかという御意見がありましたので、すぐにそれで行動を起こすとかいうことも当然していきまして、御意見もそれをいろいろ聞き

ながらしていますけども、中央青果っていうのがやっぱ一番根本にあるところのお話になってしまいますんで、どうしてもそれから進まない状況で今度は市に対して出す意見書の内容も協議をしていくということになっておりますので、今はそういう状況でございます。はっきり物が言えないで申し訳ありませんが、そういうような状況でございます。

中村博行委員長 この運営協議会の開催頻度というか今後どのぐらいの形で進められるのか。

河口経済部長 基本的に御意見をいろいろいただきましたので、月1回の開催をしております。1月も1月8日に開催する予定にしております。

中村博行委員長 今の今後の対応も含めて全般でお聞きしようと思います。

高松秀樹委員 まず一つは今後のことですが、1月末に例の監査報告書が出るということなので、それと質問状の回答、もしかしたら監査報告書の内容によっては質問状の回答は意味のなさないものになる可能性は僕あるなと思っているんですけど、これは出たら速やかに議会に対して、提出、報告をしていただきたいというふうに思っていますけどいかがですか。

河口経済部長 先ほどお約束いたしましたので報告をさせていただこうと。分り次第対処していただくというふうに思っております。

中村博行委員長 間違いなく早い対応をお願いしたい。

森山喜久委員 売掛、買掛のところの結局大きいところの一つとして、小野田青果販売って必ず出てくるんですよ。当初は小野田青果販売の清算業務を速やかに始めるっていうふうな言い方もあったのかなっていうふうに思っているんですけど今、小野田青果販売の状況どうなのか教えてもらえますか。小野田青果販売につきましては5月末日で業務を提出して

そのまま現在に至っているところでございます。5月末で停止というのはいいんですけれど、清算業務の状況は今どうなのか。調査をしているのかもしれないんですけれど結局、売掛にしても買掛にしても未収金にしても中央青果の分でかなりの額が上がっているじゃないですか。それに対して青果販売としてどうしていくのか。解散なら解散する段取りをして支払うべきものは支払っていかなきゃいけないんじゃないかと思うんですけど、それはどういう状況でしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては、宮本委員からの質問にお答えしたと思いますが、税法上の売掛金にしても買掛金にしても仮に払わないとか、売掛金にしても放棄するとした場合に税法上の問題があるのではなかろうかという意見を取締役会の中で出ております。そのほかにも青果販売のことについてこのままの状態ではどういう問題が今後出てくるのか。清算するにしても、現状でどういった問題が出てくるのか。そういったものを一つ一つ確認する中で解決できるものは解決していき、そういったこと、そういった作業をするに当たっては取締役会の中で、十分に議論して決定していきたいというふうに思っております。

森山喜久委員 取締役会でやっていくのは中央青果の話ですよ。私が聞いたかったのは青果販売としてどういうふうにしているのかっていうのを知っている範囲で教えてもらいたいなということです。

深井経済部次長兼農林水産課長 青果販売は中央青果の100%子会社でございます。また青果販売の役員は株主というのは私1人でございますので、中央青果の取締役会に委ねているところでございます。

岡山明委員 先ほど高松委員の話があったときにスーパーのフジで5月以降に青果販売の業務停止した状況で小売をしていたと。調査で認められたと。そういう状況の中で5月まで青果販売が営業していたときに青果販売は当然小売なんですけど、中央青果が卸の形でスーパーフジに小売をした

かどうか、その部分がもし分かればと思っています。青果販売が小売もしていた。また、中央青果からもしていたということで、その辺があるかどうか確認したいんです。

深井経済部次長兼農林水産課長 フジに対しましては、相対取引がございますのでこれはうちにとっては、大部分を占めておる取引でございます。この相対取引については、中央青果の方とも直接やりとりをしております。小売につきましては青果販売がある間は青果販売が小売をしていました。

岡山明委員 5月以前の青果販売が業務をしていた当時は中央青果は小売はしていなかったという解釈でいいですか。スーパーに対して青果販売と中央青果の請求書、納品書があったかどうかでその辺は分かると思いますが、書類としてないということですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 5月以前も青果販売が業務を行っているときも中央青果からの相対は幾ら青果販売からの取引は幾らというのは分かります。

岡山明委員 フジのほうで代金はバーコード管理で一括で中央青果に入りますと。そういう状況でフジから中央青果に入るお金はこちらが中央青果で、こちらは小売という管理台帳みたいなものが、入金に対して明確なものが分かるようになっていたんですか。請求書や納品書がなければ私は出てこんと思うんですけども。その辺、入金に対して管理がされているかどうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 中央青果の部分とフジのほうからは全体で一本でお金が入ってきますので、その中から中央青果の部分を差し引けば青果販売の取扱金額というのが分かります。

岡山明委員 その答えは前回も同じような答えだったんですね。そういう状況の中で青果販売が運用停止したことで、フジからの入金に対してそれが小売に当たるということが初めて分かったという状況なんですか。今までは青果販売で小売の値段が入っていた部分が5月以降も同じように、中央青果から売った分に関しても卸の値段ではなくて小売の値段という形で入って初めておかしかったと分かったという状況なんですか。そうすると5月以降、小売をしていたということをも認めたと言われたでしょう。どういう状況の下で小売をしていたのかが分かったんですか。

河口経済部長 こういう状況が分かったのは御指摘があり、ものの流れ、それからお金の流れっていうのを見ないと分からないということで、結局、青果は青果販売があった当時から社員としても、変更しないといけないという認識がなかったと。先ほどありました。認識がちょっと薄れていたということもありまして、それは引き続きそれで大丈夫だというふうな間違った認識をしておったということもありましたので、そこで、もう一度お金の流れを見てみると、手数料、相対の手数料以外に違うお金が入ってきているという状況になってきたことで、これは今までの青果販売と同じ取扱いになっているということでこれはいけないことだということが分かりましたので、グレーだったのもうすぐやめますというふうなことでやめておったんですけど、後でもう一度前のを見てみたら、そういうような形になっておったので、それはいけないことだということで、反省して新たに仲卸の関係で出口を守るために行っていただいたというのが現状です。

岡山明委員 今言われたように、相対の金額以上で小売のような値段が余分に入っていたということで、青果販売の料金が入金されたということで初めて分かった。そういう状況であれば、当然、そういうお金の部分に関しては完璧に中央青果と青果販売の納品書と請求書があるんだけどそれがもしそうでなければ、今言われた相対という一つの形で出るからそういう部分で、フジに関しては、中央青果と青果販売の売上げというのは、

明確に出てくるんじゃないんですか。

多田農林水産課参与 委員御指摘のことについては、おっしゃるとおりです。

フジについては、37番という売参権の番号を持っていますが、それフジという本社が、これを900万台で整理していたと。その部分については、相対ブック相対取引ですので、それについては、請求書が知らせることができています。で、ところがバーコード一括管理というのはその部分もあるでしょうけども、小売状態にあった物件、これは青果販売が元を正せば中央青果が持っていた商事部が行っていた行為なんです。それは違法だと抵触しているということで、青果販売を作ってその青果販売という100%出資子会社がその行為をやっていた。ところが、そこにもやはりさまざまな御指摘を受ける中で、青果販売という物自体の存続についてということで、5月末日をもって中止したと。いろいろな手続上、期間の問題があったでしょうけども、取引を止めた瞬間から、それならフジには、青果販売が流通として流していたフジで売っていたもの自体の出口自体はそのまんまにした形で取引をしていたと。そのことについて小売をしているという認識が職員にもなかったし、御指摘を受けたことに段階では、お金の流れが明確化されていなかったために、今となれば誤解を生じる回答をずっとしていたときがあったと。ただ、今回お金の流れを見たときに、明らかに手数料以外の入金がフジから、その分だけあったので、認めたという現在であります。したがっていましては議員さんが言われるとおり、各支店での相対取引額っていうのは分かりますし、当然、フジから一括して入ってくるお金を差し引きすれば、それ以外のものが、今の小売として流した物品の代金であるということは、台帳整理ができると認識しております。

高松秀樹委員 先ほど言われております説明だと思うんですけど、本当は問題は議会が何遍もこれ小売じゃないですかって言ったら、いやそうじゃありませんと、これはこうですと言いつつのようなことを繰り返してきているんですよ。ところが今日実は小売だったんですよ。こんなもの調べた

らすぐ分かるんですよ。中央青果社員は分かっていたはずですよ。少なくとも社長は分かっておかないといけない。これは放漫経営ですよ。つまりお金が何が何ぼ入ってきたかっていうことさえ理解できてないという状況だからこんなことになるんですよ。深井さんに言ってもしょうがないですけどね。前の社長からだと思うんですけど、そこをきちんと今後していかないと、もうお先真っ暗ですよっていうお話にもなってきましたし、もちろん監査報告書が出てきたときに僕の印象はこれはというのが僕は出てくると思っております。今の状況ではどう考えてもおかしいですから。そのときにしっかり僕たちは、正確な報告をもらいたいんですよ。今後どうするかっていうのは、またそのときに委員会で委員長に取り上げてくださると思うんですけど、もう少し真摯な姿勢でやらないと、深井次長はいいですよ、3月31日でいらっしゃらなくなるんで。残った人たちは恐らく大変だと思いますよ。この問題は非常に大きな問題で、市を左右するような大問題になる可能性を僕は秘めていると思います。このまま議会对応だけしたら済むっていう問題じゃなくて、既にもう裁判の話も出てきていますよね。その先の話まで想像すると、もうこの話っていうのが怖くてなかなか手も入れられないなっていうことになりかねないので、そこはしっかり考えられて余り時間はありませんけど、これはやってほしいなというふうに希望しております。

中村博行委員長 今ほとんど一番懸念される材料まで含めて、発言がありましたけれども十分本当に真摯な言動に心掛けてください。それではないようでしたら一応今日上げていた項目についての審査は終わりましたので、これにてこの市場についての委員会は閉じます。お疲れ様でした。委員会を続けます。それでは視察について、委員会で皆さんの了承いただきたいということで行政視察が1月22日、23日で、水、木となります。22日、初日が岡山県玉野市で地域公共交通について、23日、木曜日、香川県広域水道企業団、この本部が香川県の高松市にあります。視察内容は、水道事業の広域化についてということで視察に行こうということ

で決定したいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。それではそういうことで視察については以上で、また細かいことについてはどういふことかというのは前もって皆さんにお聞きしながら。以上で、産業建設常任委員会を終わります。お疲れ様でした。

午後 3 時 3 9 分 散会

令和元年 1 2 月 2 3 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行